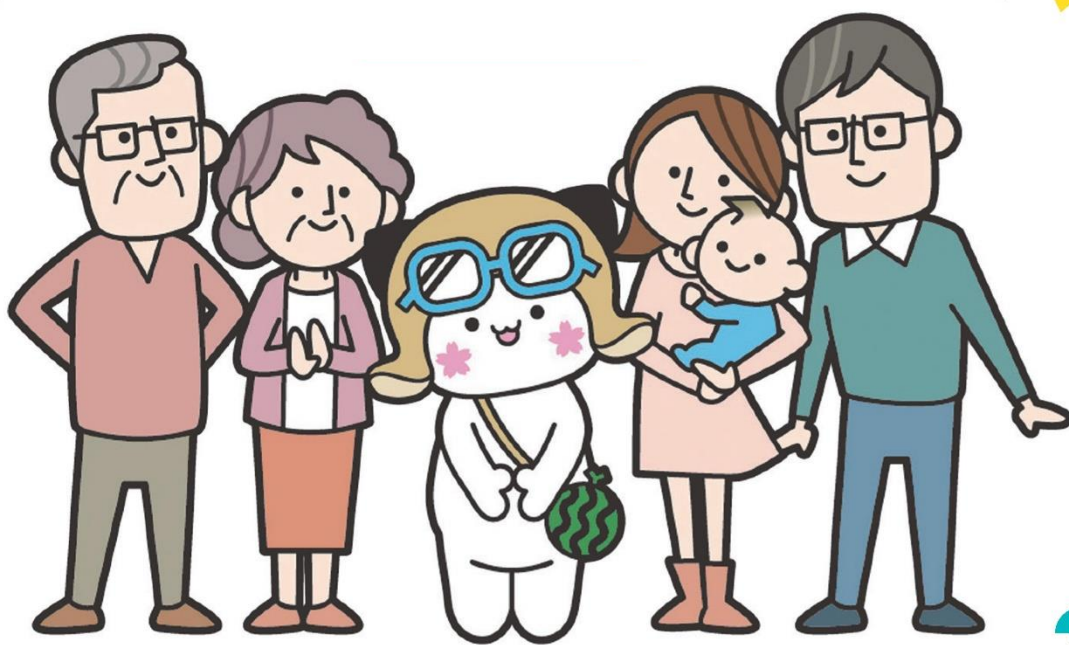




第4次 阿見町地域福祉計画

令和8年度～令和12年度



令和8年3月
阿見町

ごあいさつ

阿見町は全国的な人口減少の時代にあって、若い世代の方々に移り住んでいただいていることにより、子どもの数も増えて人口が増加しています。しかし、今後も老年人口が増え続けると見込まれており、少子高齢化による人口減少や個人の価値観の多様化、家族や地域社会のつながりの希薄化などにより、子どもの貧困やひきこもり、高齢者等の社会的孤立といった、既存の福祉サービスのみでは十分な支援が行き届かないような課題が顕在化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。



阿見町では、平成 23 年度から阿見町地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。また、平成 27 年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示され、阿見町でも「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が積極的に進められ、令和 6 年に内閣府より「SDGs 未来都市」に選定されました。

このような状況を踏まえ、このたび、高齢、障害、子育て、健康といった各分野を横断的につなぎ、あるいは相互に調和を図りながら、地域福祉を総合的に推進していくための計画として、令和 8 年度からの 5 年間を計画期間とする「第4次阿見町地域福祉計画」を策定いたしました。

この計画では、「誰一人取り残さない 一人ひとりが地域の担い手 とともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念に掲げ、阿見町に住み、活動するすべての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支えあいながら活躍できる社会を目指し、あらゆる主体が「ともに生きる」まちづくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました、阿見町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、計画策定の過程において貴重なご意見を賜りました多くの町民の方々、関係機関の皆様にご心より御礼申し上げます。

令和8年3月

阿見町長 千葉 繁

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要	3
2 地域福祉を取り巻く社会動向.....	4
3 地域福祉と「自助・共助(互助)・公助」.....	6
4 計画の位置づけと計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	12
第2章 阿見町の現状	13
1 人口動態と世帯の状況.....	15
2 子ども・高齢者・障害者等の状況.....	17
3 地域の状況	21
4 アンケート調査概要	23
5 第3次計画の振り返り.....	40
6 課題の整理	43
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	47
2 基本目標.....	48
3 計画の体系図	49
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組み	51
基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する	53
1 地域福祉の意識の醸成	53
2 地域でのふれあい、交流の場づくり	55
3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり.....	57
基本目標2 切れ目のない支援体制づくりを推進する	60
1 包括的な支援体制の充実	60
2 保健・福祉サービスの充実.....	62
3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】.....	65
4 再犯防止の推進【阿見町再犯防止推進計画】.....	68
5 地域福祉のネットワークづくり	71
基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する	72
1 防災・防犯体制の充実.....	72
2 暮らしやすい生活環境の充実	74
第5章 計画の推進に向けて	78
1 計画の推進体制	79
2 進行管理.....	81

資料編.....	83
1 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱.....	85
2 阿見町地域福祉計画策定委員名簿.....	87
3 策定経過.....	88

第1章

計画の策定にあたって

1 計画の概要

近年、少子高齢化や核家族化、個人の価値観やライフスタイルの多様化、安全・安心に対する意識が高まっています。

地域においては、コミュニティ活動の担い手不足や担い手の高齢化が進むなどにより支え合いの機能は低下しています。加えて、生活困窮やひきこもりの状況にある家庭、介護や子育てなどの悩みや不安を抱えながらも周囲の協力を得ることができない家庭などが増加しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、本来大人が担うべき家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる「ヤングケアラー」の問題など、1つの世帯で複数のリスクを抱える問題が生じています。

国では、これまで高齢者や障害者、子どもなど、各対象を支援するための福祉制度を整備し、支援が必要な人への取り組みを充実させてきましたが、社会や地域の状況を踏まえ、今後は、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」の実現を目指すこととしています。

そのためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

本町では、令和3年3月に「阿見町地域福祉計画」(以下「第3次計画」という。)を策定し、「一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念に位置づけ、町の福祉の向上に取り組んでいます。

策定以降、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、さらには新型コロナウイルス感染症の流行など地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本町では第3次計画が令和7年度をもって計画期間を終了することから、国の動向や本町の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度を計画期間とする「第4次 阿見町地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定し、町と社会福祉協議会の連携だけでなく、住民、事業所、関係機関などと協力しながら、地域福祉の推進を図ります。

2 地域福祉を取り巻く社会動向

(1) 国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年	厚生労働省通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取り組みを更に深化させ、推進するために策定。
令和6年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。



3 地域福祉と「自助・共助・互助・公助」

(1)地域福祉とは

地域福祉とは、地域で暮らす誰もが、安心して生きがいを持って生活を送れるよう、地域の人と人とのつながりを大切にし、共に支え合い、互いに助け合う地域づくりに向け、地域住民、行政、社会福祉関係団体等が相互に協力する仕組みを作ることです。

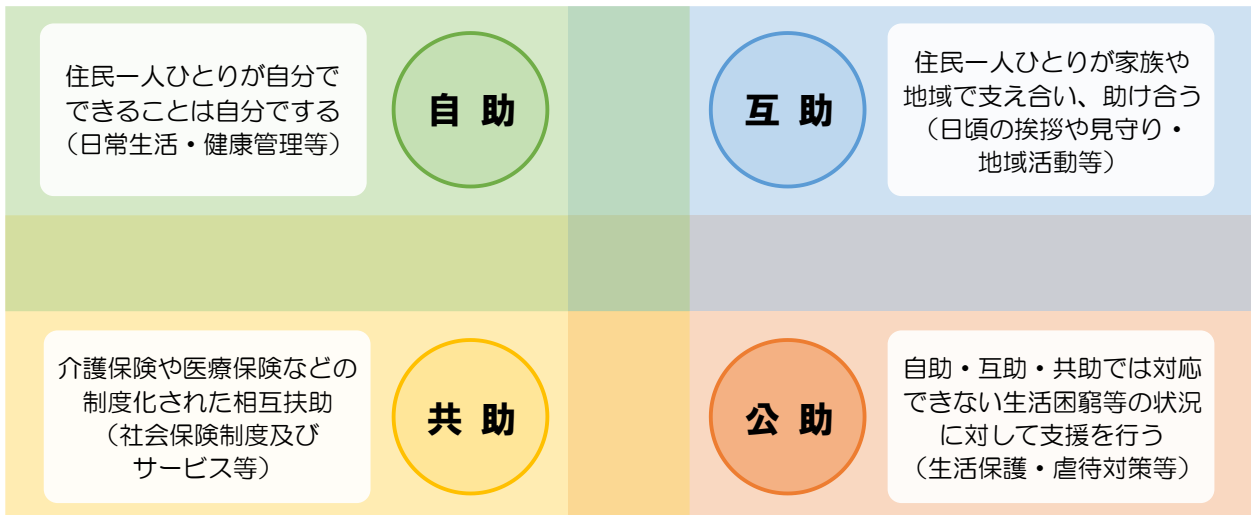
また、地域福祉では、高齢者、障害者、子どもなどを縦割りでとらえるのではなく、横断的に支援する必要があります。さらに、複合的な課題を抱える世帯についても視野に入れた包括的な支え合いのあり方を考えていくものです。

(2)「自助・共助・互助・公助」の考え方

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助けあい支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完しあいながら、地域社会を構成するあらゆる人たち(地域における多様な主体)がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。



4 計画の位置づけと計画の期間

(1) 計画の法的根拠と役割

住民と福祉関係の事業者・団体、行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組む仕組みが「地域福祉」であり、その仕組みを具体的な形にまとめたものが、市町村が作成する「地域福祉計画」です。

地域福祉を推進すること及び地域福祉計画は、社会福祉法第4条「地域福祉の推進」及び第107条「市町村地域福祉計画」に規定されています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業※実施計画によって、その具体的な手法の構築に向けた検討をします。

なお、権利擁護に関しては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)第14条に規定された成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村成年後見制度利用促進基本計画」という。)として策定します。

また、再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)第8条第1項を法的根拠として策定します。

○社会福祉法<第107条>より抜粋(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

○社会福祉法<第106条の3>より抜粋(包括的な支援体制の整備)

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

※ 重層的支援体制整備事業に関する内容はP9に記載しています。

○社会福祉法<第106条の5>より抜粋(重層的支援体制整備事業実施計画)

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

○成年後見制度の利用の促進に関する法律<第14条>(市町村成年後見制度利用促進基本計画)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

○再犯防止推進法<第8条第1項>(地方再犯防止推進計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勧案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係性

地域福祉に関しては、社会福祉法第109条で次のとおり規定される市町村社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」があります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

○社会福祉法<第109条>より抜粋(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)本町における地域福祉の方向性

令和6年度から令和15年度までを計画期間とする「阿見町第7次総合計画」では、「みんなでつくる共生のまち」を基本理念とし、10年後のまちの姿「地域力が高く誰もが幸せに暮らせるまち」に向けた施策を推進しています。

【主に関連する基本目標】

基本目標1 ふれあいあふれる協働のまちづくり

人と地域関係を育み、互いに尊重し合えるまち、多様性と包摂性のある豊かなまち

基本目標2 人に寄り添うまちづくり

誰もが健やかに暮らせるまち、支援が必要な人に手を差し伸べることができるまち

(4)重層的支援体制整備事業

社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「暮らしの困りごと」に対応するため、町全体で「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業です。

本町では、地域で活動している人・団体、関係機関の協働のもと、様々な支え合い・助け合いや連携の仕組みがつくられてきました。本町で蓄積された地域福祉基盤を大切にしながら、包括的な支援体制づくりを進めます。

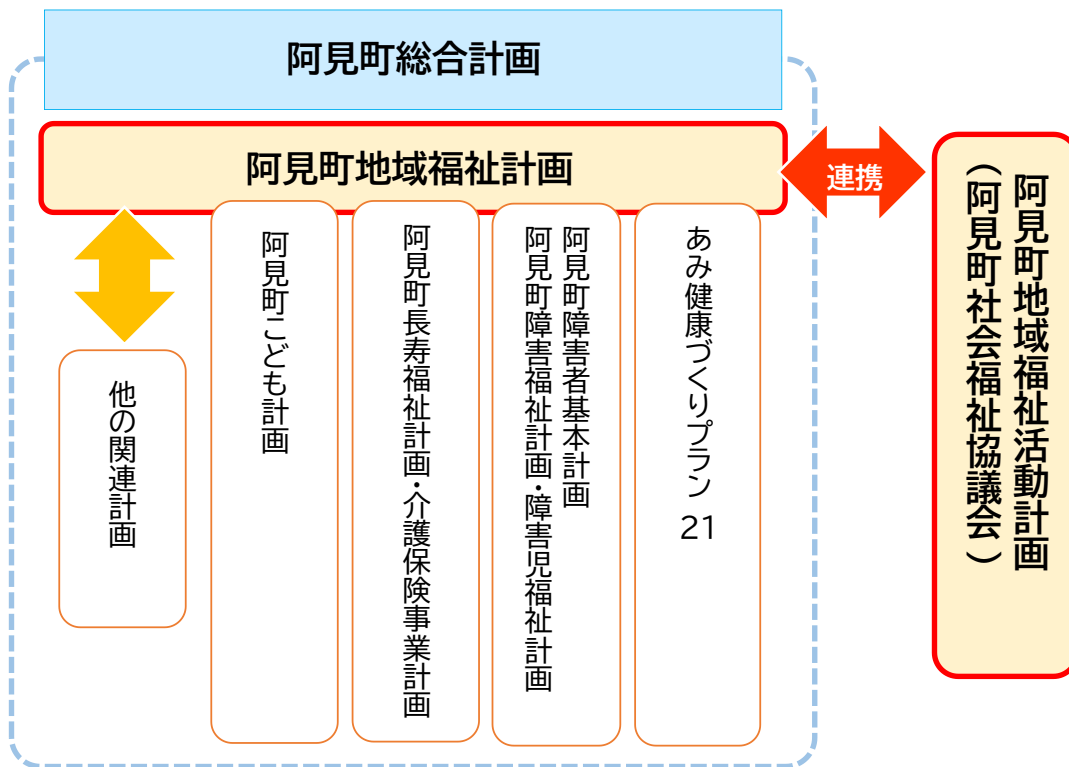
■重層的支援体制整備事業の各取り組み

区分	取り組み内容
包括的相談支援 (社会福祉法 106 条の4第2項1号)	本人・世帯の属性や相談内容等にかかわらず、相談を広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解決に向けて支援を行う。
参加支援 (社会福祉法 106 条の4第2項2号)	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援など社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
地域づくりに向けた支援 (社会福祉法 106 条の4第2項3号)	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や活躍の機会、居場所の整備等を行う。また、必要な資源の開発やネットワーク構築等を行う。
アウトリーチ等を通じた継続的支援 (社会福祉法 106 条の4第2項4号)	必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、継続的に寄り添いながら、本人との信頼関係の構築やつながりづくりを行う。
多機関協働 (社会福祉法 106 条の4第2項5号)	調整業務を行う機関を整備し、単独の支援関係機関では対応が難しい相談に対し、支援関係機関の抱える課題の把握、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理、進捗状況の管理等、支援全体の調整を行う。

(5) その他町の関連計画

町の「阿見町こども計画」、「阿見町長寿福祉計画・介護保険事業計画」、「阿見町障害者基本計画～あみ・あい・プラン～」、「阿見町障害福祉計画・障害児福祉計画」、「あみ健康づくりプラン 21」等の関連する諸計画との整合性を保ちながら、地域福祉の総合的な推進を図るものです。

■ 計画の位置づけ



(6)計画期間

新たな計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
阿見町	阿見町第6次総合計画			阿見町第7次総合計画 (令和15年度まで)						
	第3次 阿見町地域福祉計画					第4次 阿見町地域福祉計画				
	第2期阿見町子ども・子育て 支援事業計画				阿見町子ども計画					次期 計画
	阿見町長寿福祉計画・ 第8期介護保険事業計画			阿見町長寿福祉計画・ 第9期介護保険事業計画		阿見町長寿福祉計画・ 第10期介護保険事業計画			次期 計画	
	阿見町 第4次障害者基本計画				阿見町 第5次障害者基本計画				次期 計画	
	阿見町第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画			阿見町第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画		阿見町第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			次期 計画	
	あみ健康づくりプラン 21 (第3次)			あみ健康づくりプラン 21(第4次)					次期 計画	
社会福祉 協議会	第3次 計画	第4次 地域福祉活動計画				第5次 地域福祉活動計画				

5 計画の策定体制

(1)阿見町地域福祉計画策定委員会

地域福祉に関する事項を審議するため、町民、区長、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者、町議員、町職員で構成する策定委員会を設置しました。

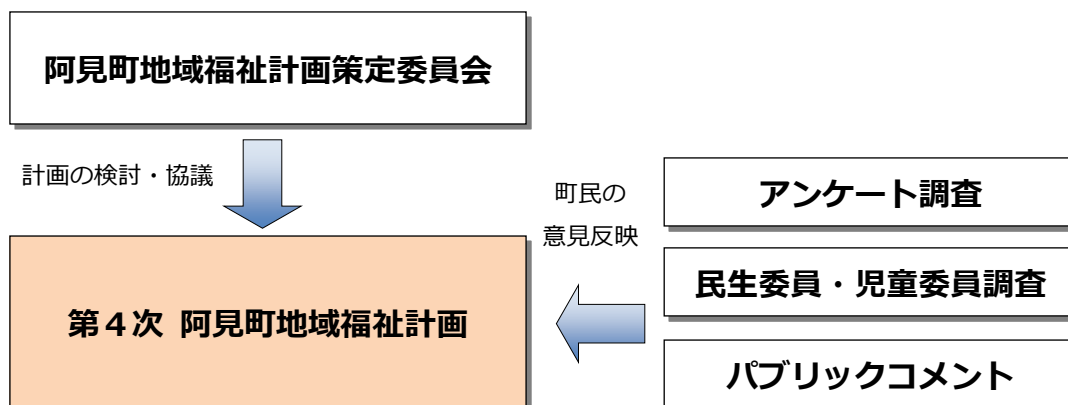
(2)アンケート調査

地域福祉に関する実態や町民の意識を把握するため、令和7年2月～3月に「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、令和7年2月には民生委員・児童委員を対象にアンケート調査を実施しました。

(3)パブリックコメント※

本計画の策定にあたり、広く町民から意見を求めるため、令和8年1月にパブリックコメントを実施しました。



※ パブリックコメント：町民の生活にとって重要である政策等を策定する際に、その内容を案の段階で公表し、町民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表する一連の手続のこと

第2章

阿見町の現状

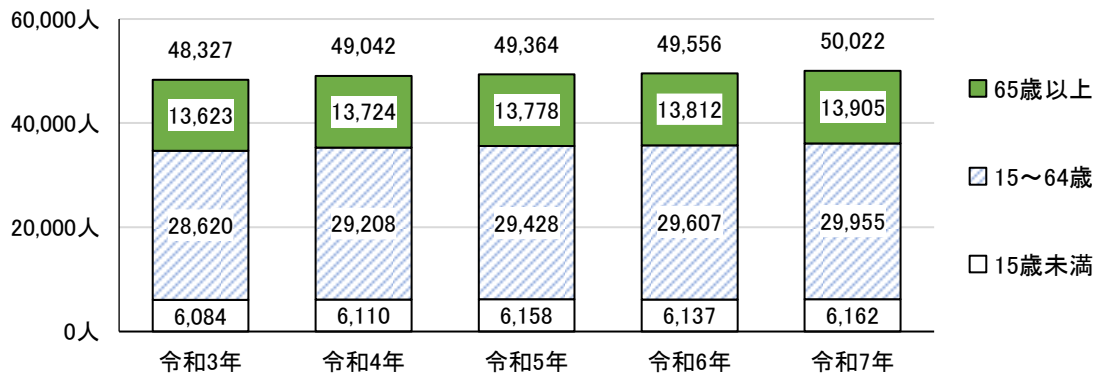
1 人口動態と世帯の状況

(1) 総人口等の推移

本町の総人口は、令和7年4月現在50,022人となっています。

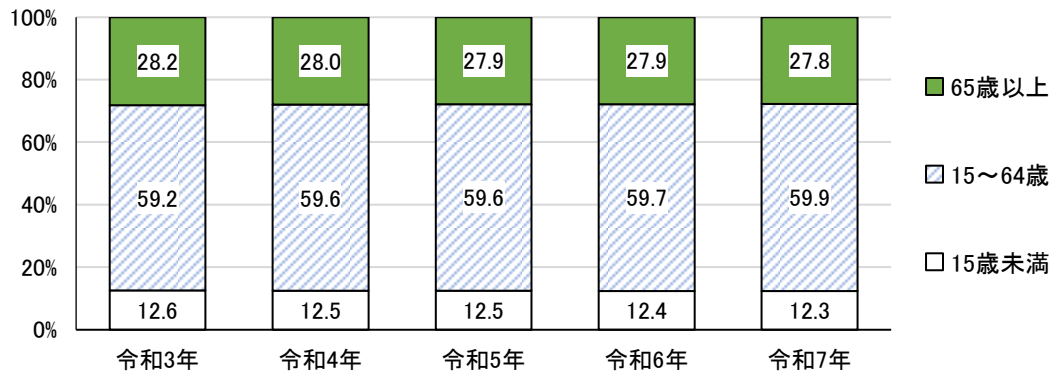
また、年齢3区分別の推移をみると、15～64歳の生産年齢人口、15歳未満の年少人口、65歳以上の高齢者人口のいずれも増加しています。人口構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 総人口の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

■ 年齢3区分別人口割合の推移

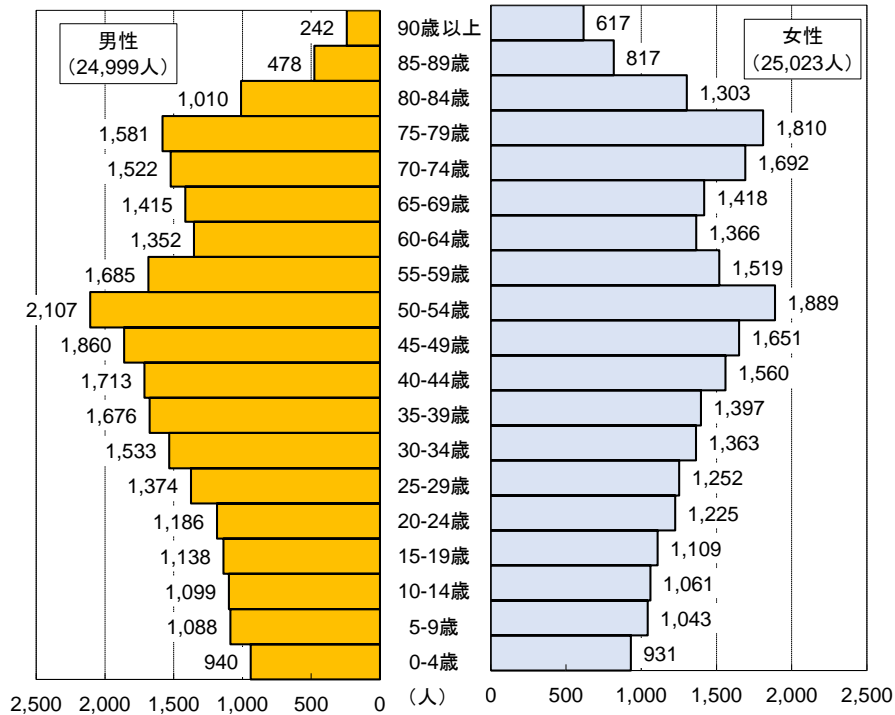


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)人口ピラミッド

令和7年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、「50-54歳」「75-79歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層(年少層)にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド

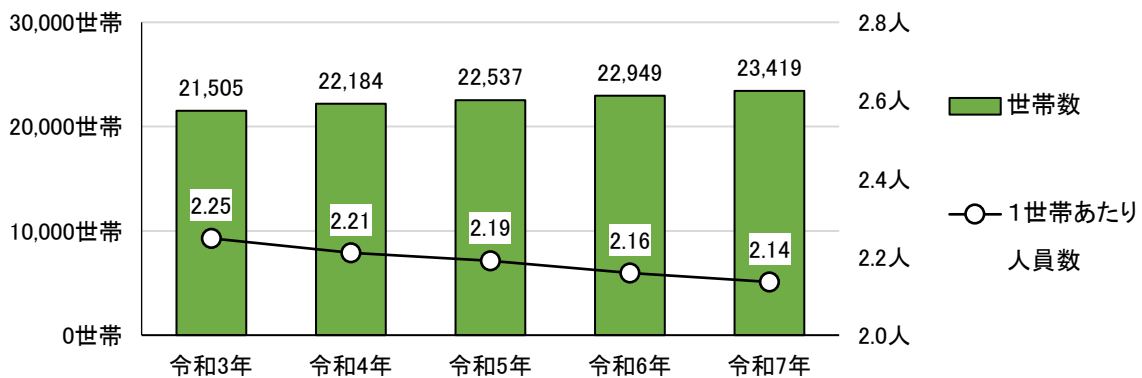


資料:住民基本台帳(令和7年4月1日現在)

(3)世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな増加傾向にあり令和7年4月1日現在は23,419世帯となっています。1世帯あたり人員数は世帯数の増加を受け、減少が続いています。

■総世帯数と1世帯あたりの人員の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

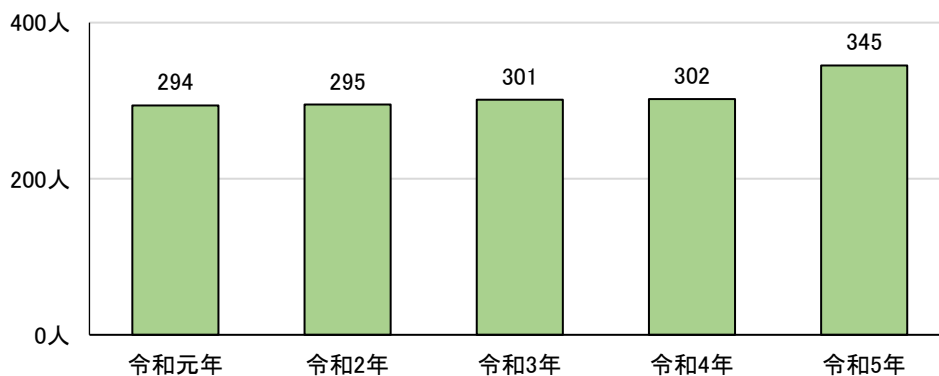
2 子ども・高齢者・障害者等の状況

(1) 子どもの状況

本町の出生数については、令和元年から令和4年にかけて、300人前後で推移していましたが、令和5年は345人と増加しています。

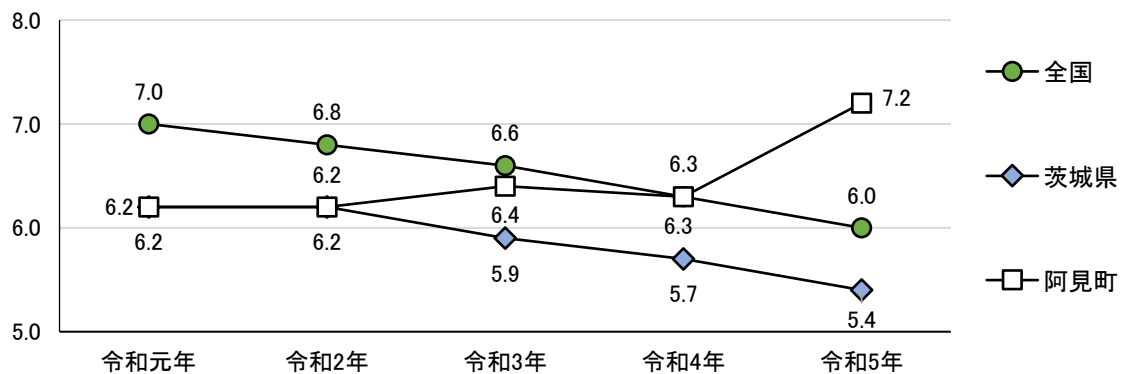
また、出生率についても増減がありますが、令和5年においては国・茨城県より高くなっています。

■ 出生数の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

■ 出生率の推移



資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたものである。（人口千人対）

(2) 高齢者世帯の状況

本町の高齢者世帯は、令和2年には12,728世帯となっています。そのうち、単身高齢者世帯及び高齢夫婦世帯の割合は、いずれも増加傾向にあります。

■ 高齢者のいる世帯数の推移

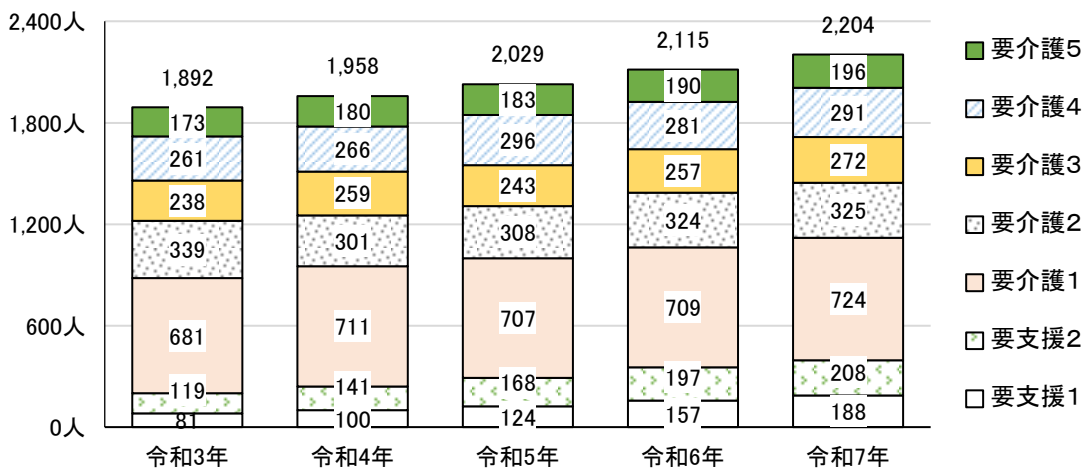
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者世帯	5,748	7,074	8,863	11,056	12,728
高齢者を 含む世帯	4,532	5,374	6,502	7,719	8,564
	78.8%	76.0%	73.4%	69.8%	67.3%
高齢者 単身世帯	551	767	1,081	1,519	1,994
	9.6%	10.8%	12.2%	13.7%	15.7%
高齢 夫婦世帯	665	933	1,280	1,818	2,170
	11.6%	13.2%	14.4%	16.4%	17.0%

資料：国勢調査(各年10月末現在)

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は緩やかに増加しています。要介護度別にみると、要支援1、2の占める割合が増加しています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



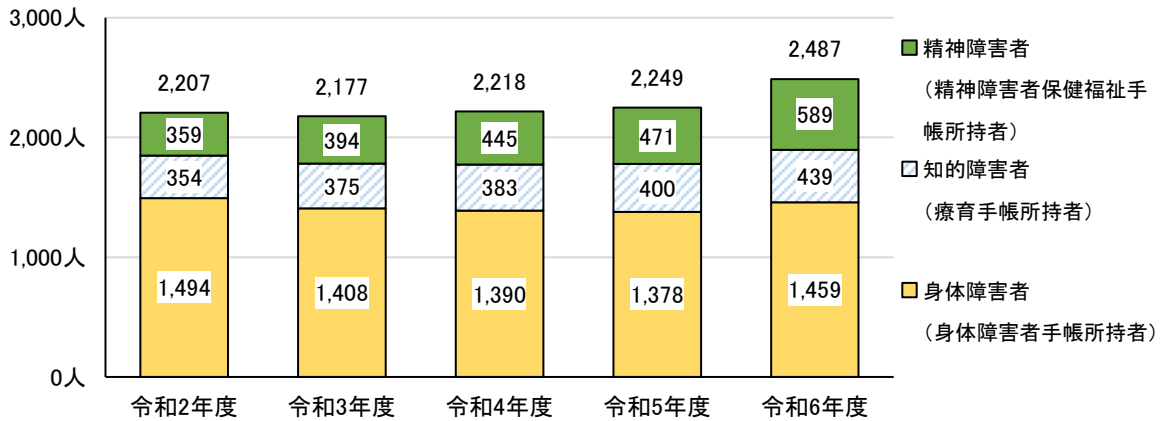
資料：介護保険事業報告(各年9月末)

(4) 障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者を基準として本町の障害者数をみると、増加しており、障害者数は2,487人となっています。

障害種別にみると、特に知的障害者、精神障害者は増加しています。

■ 障害者手帳所持者数等の推移

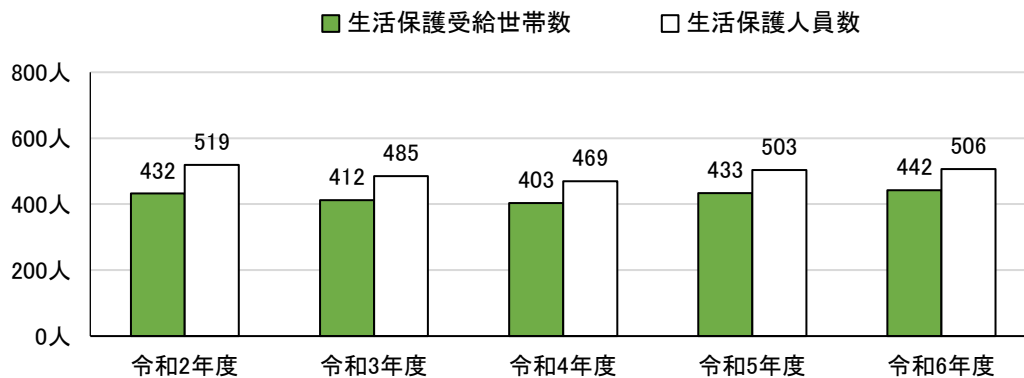


資料: 社会福祉課(各年度末日現在)

(5) 生活保護受給世帯数及び生活保護人員数の推移

令和6年度の生活保護受給世帯数は442世帯、生活保護人員数は506人となっています。

■ 生活保護受給世帯数及び受給者数の推移



資料: 茨城県保健福祉部福祉指導課(各年度末日現在)

(6) 虐待相談件数の推移

虐待相談件数については、年度によって相談件数が大幅に異なります。虐待は潜在的に発生していることも考えられるため、虐待の早期発見や相談体制の強化が求められています。

■虐待相談件数の推移

単位:件

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童	12	81	128	60
高齢者	33	15	16	15
障害者	5	7	13	3

資料:町民活動課(各年3月31日時点)

(7) 町長申立による法定後見制度の利用件数の推移

町長申立による法定後見制度の利用件数は、概ね横ばいで推移しています。

■町長申立による法定後見制度の利用件数の推移

単位:件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用件数	1	3	2	2	2

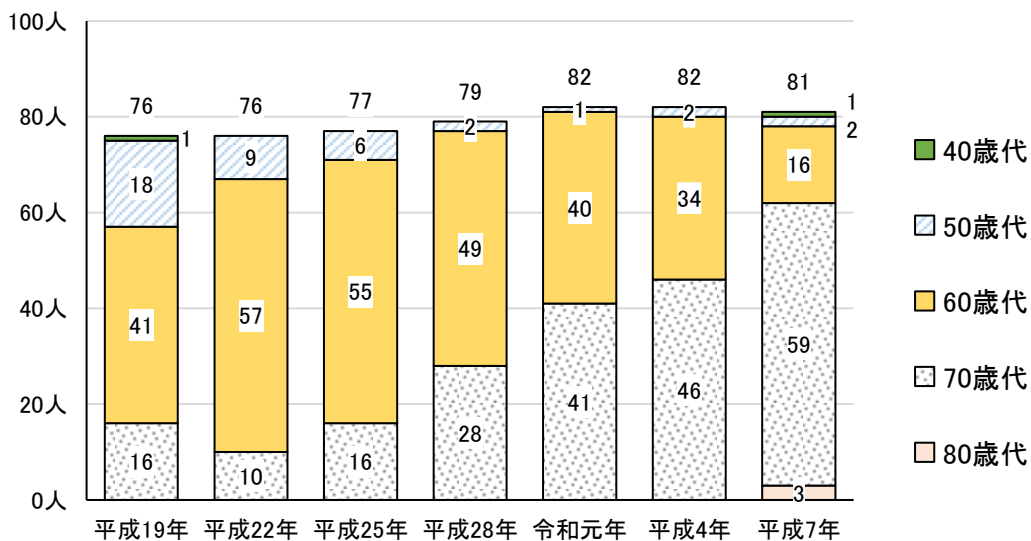
資料:社会福祉課・高齢福祉課(各年度3月31日時点)

3 地域の状況

(1) 民生委員・児童委員

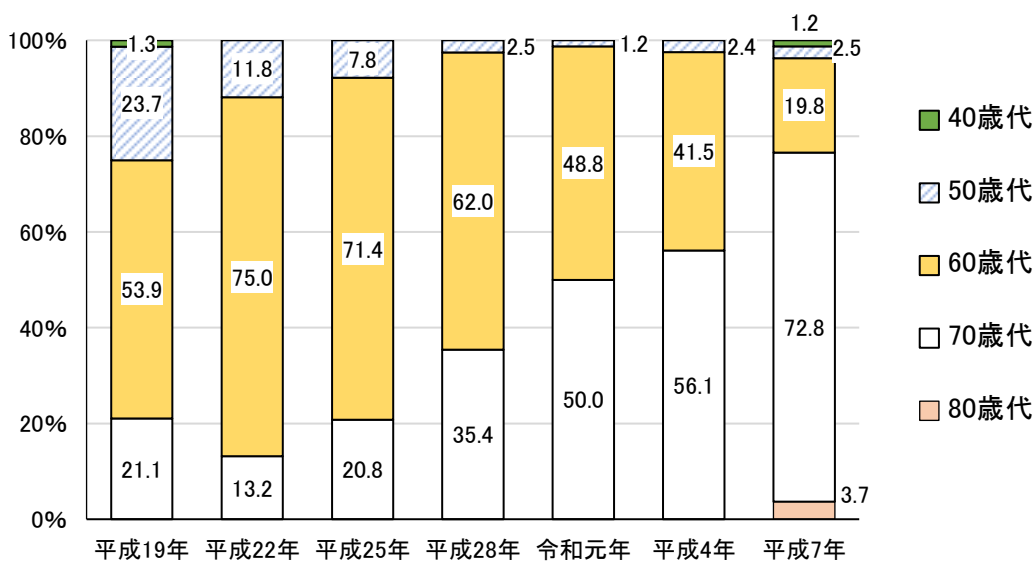
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、地域において生活上の困りごとの相談に応じる非常勤の地方公務員です。昨今は高齢化や児童虐待、災害への対応など、その役割の重要性が年々高まっている一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、成り手不足といった問題に直面しており、全国的にも欠員率は増加傾向にあります。本町においても、年齢構成割合をみると民生委員・児童委員の高齢化が進んでいることがうかがえます。

■ 民生委員・児童委員数(年齢別)の推移



資料：社会福祉課(各年12月1日現在)

■ 民生委員・児童委員の年齢構成割合

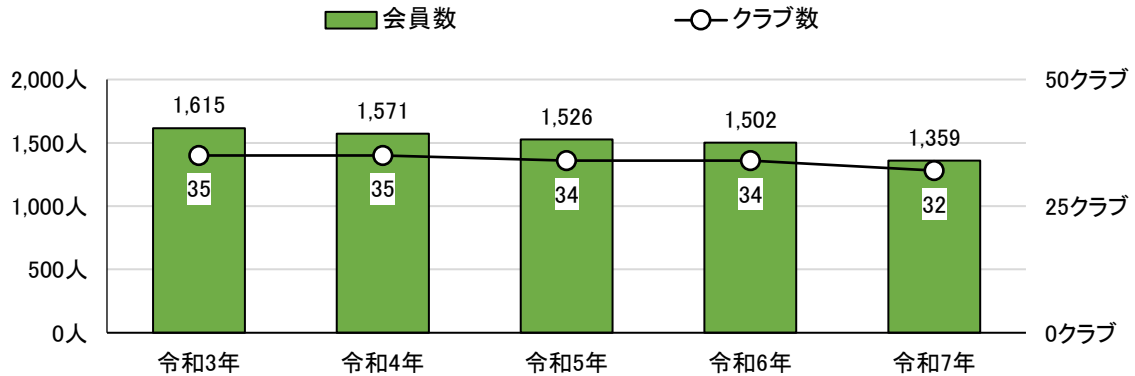


資料：社会福祉課(各年12月1日現在)

(2) シルバークラブの推移

シルバークラブは、町内の60歳以上の方の自主的な団体で、健康増進などを中心に活動しています。令和3年以降、会員数は減少しています。

■ シルバークラブの推移



資料：高齢福祉課(各年4月1日現在)

(3) 社会福祉協議会

阿見町社会福祉協議会は地域住民、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です。

社会福祉協議会の会員数は、年々減少しています。

■ 社会福祉協議会会員数の推移

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般会員	9,273	9,069	8,877	8,747	8,480
特別会員	157	139	133	124	115
法人会員	194	196	200	191	190
合計	9,624	9,404	9,210	9,062	8,785

資料：社会福祉協議会(各年度3月31日時点)

4 アンケート調査概要

町内の住民のつながりや地域活動の状況、地域福祉に関する意見などを把握し、計画づくりの参考資料として活用するために実施しました。

■調査対象・実施方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
町内在住の20歳以上の方 2,000人(無作為抽出)	郵送およびWEB	令和7年2月～3月
民生委員・児童委員調査	手渡しによる調査	令和7年2月

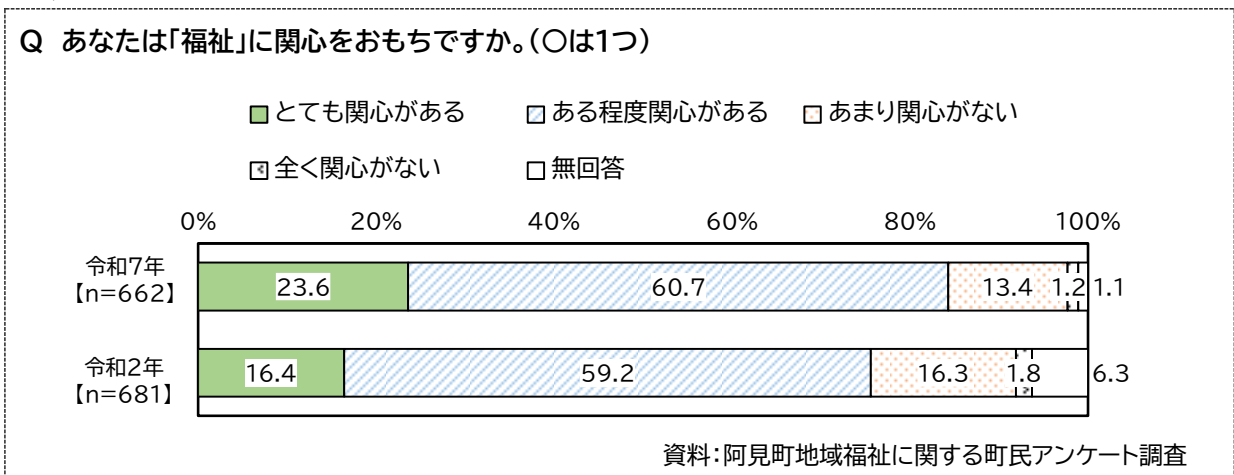
■配布・回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
町民	2,000件	662件	33.1%
民生委員・児童委員	81件	77件	95.1%

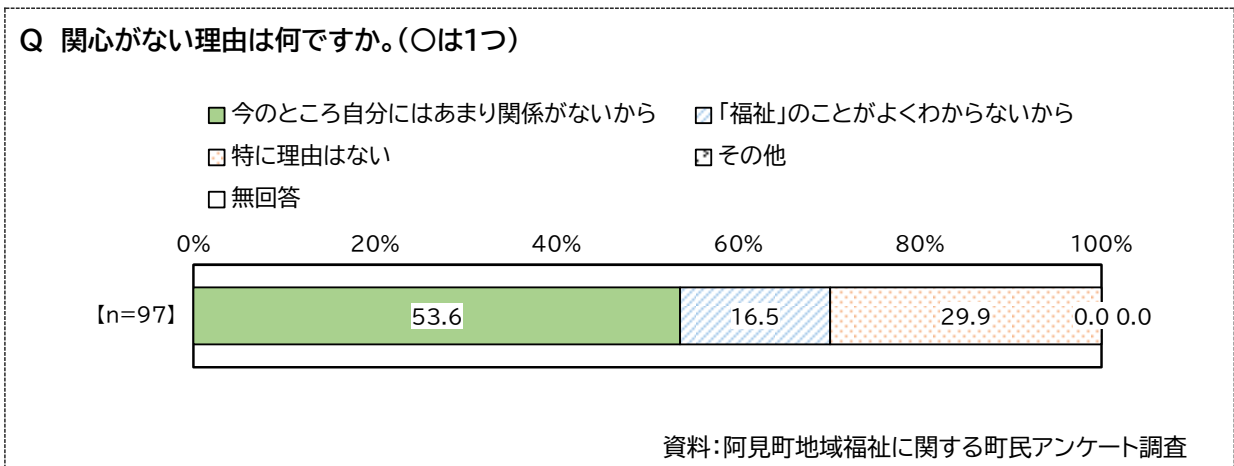
※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率(%)で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)地域への関心度



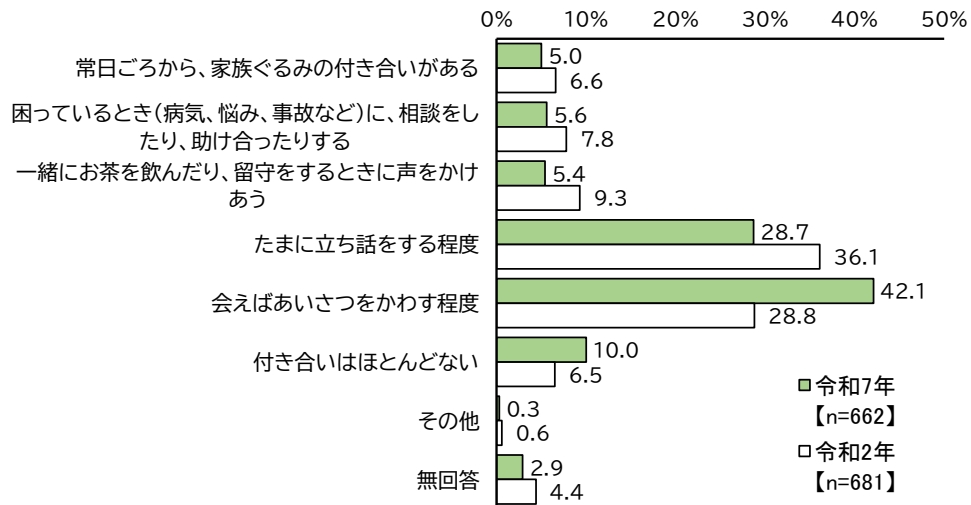
- ▶今回の調査では、福祉に対する関心について、「とても関心がある」が23.6%、「ある程度関心がある」が60.7%で、これら2つの選択肢を合わせると84.3%となります。
- ▶令和2年に実施した調査ではこれら2つの選択肢の合計は75.6%であり、8.7ポイントの増加となりました。



- ▶福祉に「あまり関心がない」、「全く関心がない」と回答された方に対し、その理由について尋ねたところ、「今のところ自分にはあまり関係がないから」が53.6%で最も多く、次いで、「特に理由はない」が29.9%、「「福祉」のことがよくわからないから」が16.5%となりました。

(2)近所付き合い

Q あなたは、ふだん近所の方と、どの程度の付き合いをされていますか。(〇は1つ)



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶ふだんの近所付き合いについて尋ねたところ、「会えばあいさつをかわす程度」が42.1%で最も多く、次いで、「たまに立ち話をする程度」が28.7%となりました。一方、「付き合いはほとんどない」と回答された方は10.0%でした。前回調査に比べて「たまに立ち話をする程度」が7.4ポイント減少し、「会えばあいさつをかわす程度」が13.3ポイント上昇しており、交流の簡素化が顕著となっています。

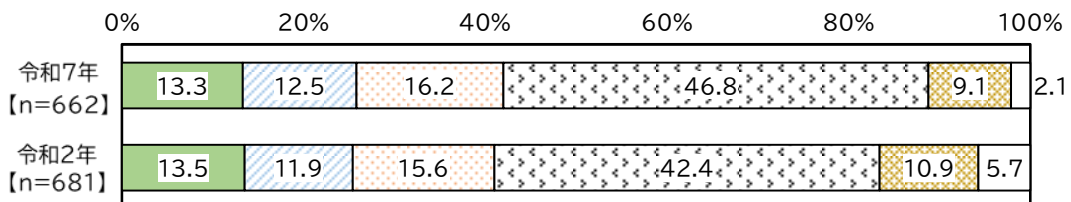
(3)地域活動の状況

① 参加状況

Q あなたは、現在、地域活動※やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等について、取り組んでいますか。(〇は1つ)

※地域活動：自治会、町内会、老人クラブなど、ボランティア以外の目的でつくられた団体の活動。

- 現在、継続的に取り組んでいる
- たまに、取り組むことがある
- 取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない
- 取り組んだことはない
- 取り組むことができない
- 無回答



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

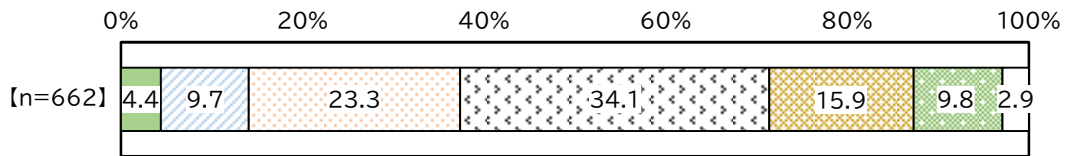
▶地域活動やボランティア活動の参加経験があると回答した割合(「現在、継続的に取り組んでいる」、「たまに、取り組むことがある」、「取り組んだことはあるが、現在はほとんどしていない」の合計)は42.0%となっています。

▶令和2年調査と比べると、参加経験があると回答した割合はほぼ変わらない結果となっております。

② 今後の参加意向

Q あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に取り組むことについて、どのようにお考えですか。(〇は1つ)

- 積極的に、取り組んでいきたい
- できるだけ取り組んでいきたい
- 機会があれば、取り組んでもよい
- 条件が整えば、取り組んでもよい
- あまり取り組みたくない
- 取り組むことができない
- 無回答

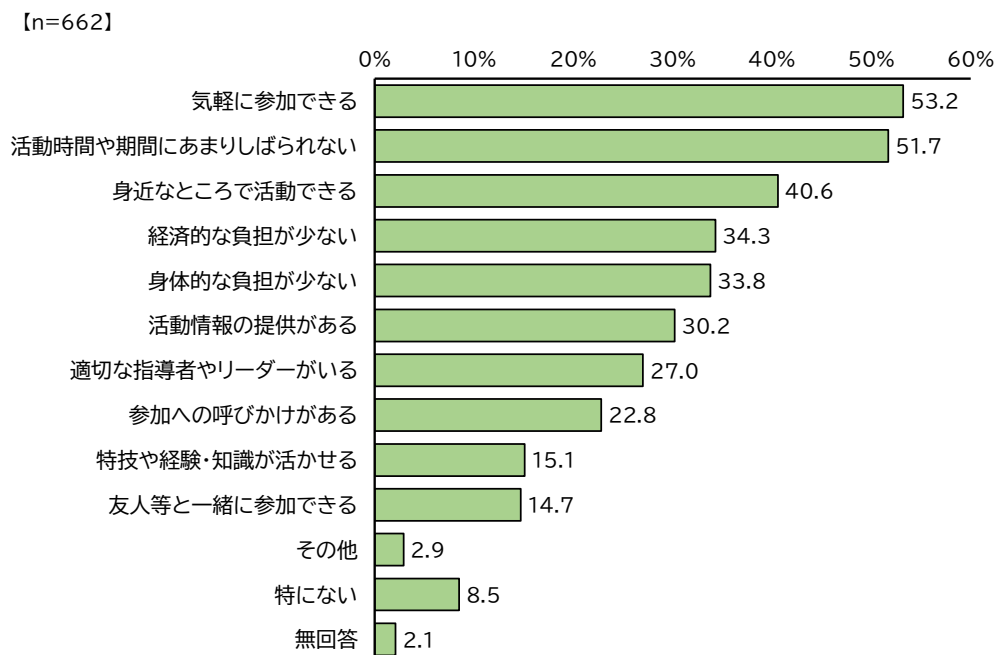


資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域活動やボランティア活動の参加意向がある割合(「積極的に、取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば、取り組んでもよい」、「条件が整えば、取り組んでもよい」の合計)は71.5%となっています。

③ 地域活動やボランティア活動に参加する上で必要な条件

Q 地域活動・ボランティア活動に新たに参加、または今の活動を継続する上で、必要と思う条件はどれですか。(あてはまるものすべてに〇)



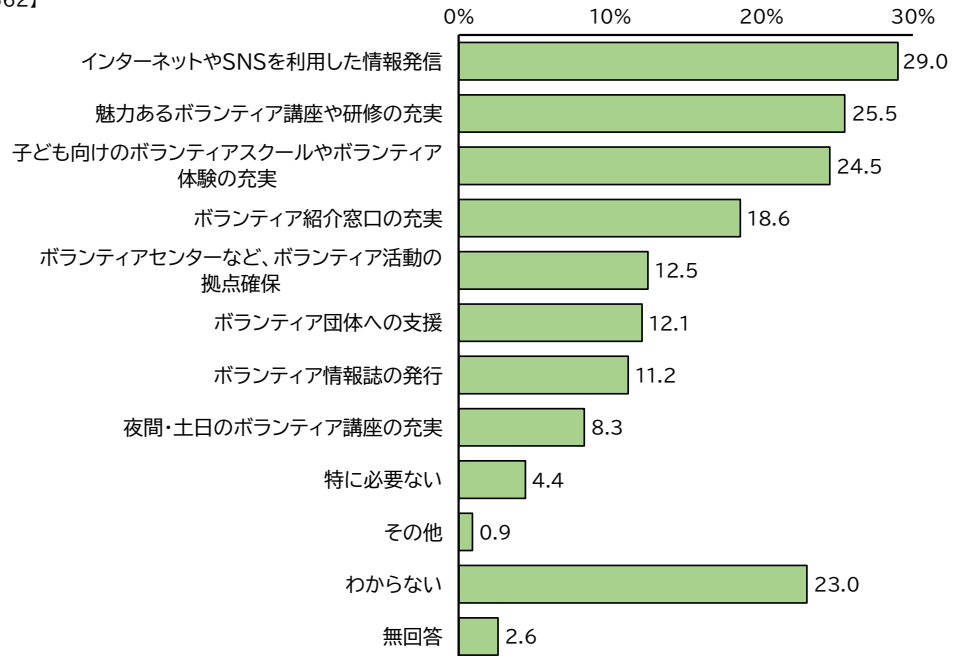
資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域活動やボランティア活動を行う上で必要だと思う条件については、「気軽に参加できる」が53.2%で最も多く、次いで、「活動時間や期間にあまりしぼられない」が51.7%、「身近なところで活動できる」が40.6%、「経済的な負担が少ない」が34.3%、「身体的な負担が少ない」が33.8%となっています。

④ ボランティア活動で今後重点的に行われたらよいと思うこと

Q あなたはボランティア活動について、今後重点的に行われたらよいと思うことは何ですか。(3つまで○)

[n=662]



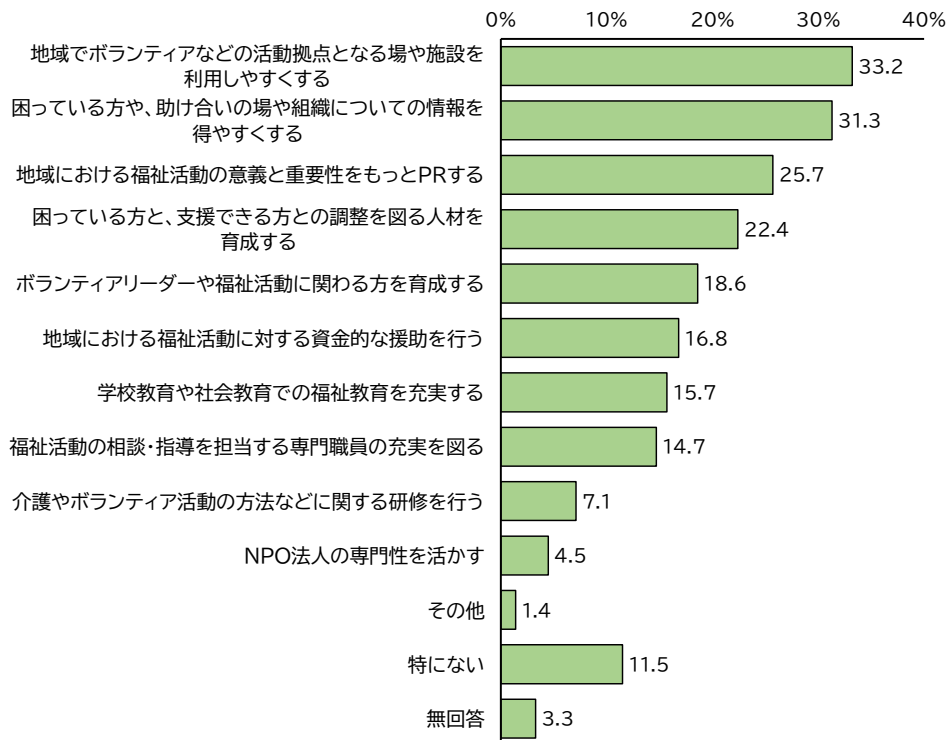
資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶ボランティア活動における重点的な取り組みについては、「インターネットやSNSを利用した情報発信」が29.0%で最も多く、次いで、「魅力あるボランティア講座や研修の充実」が25.5%、「子ども向けのボランティアスクールやボランティア体験の充実」が24.5%となっています。

⑤ 助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なこと

Q 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(3つまで○)

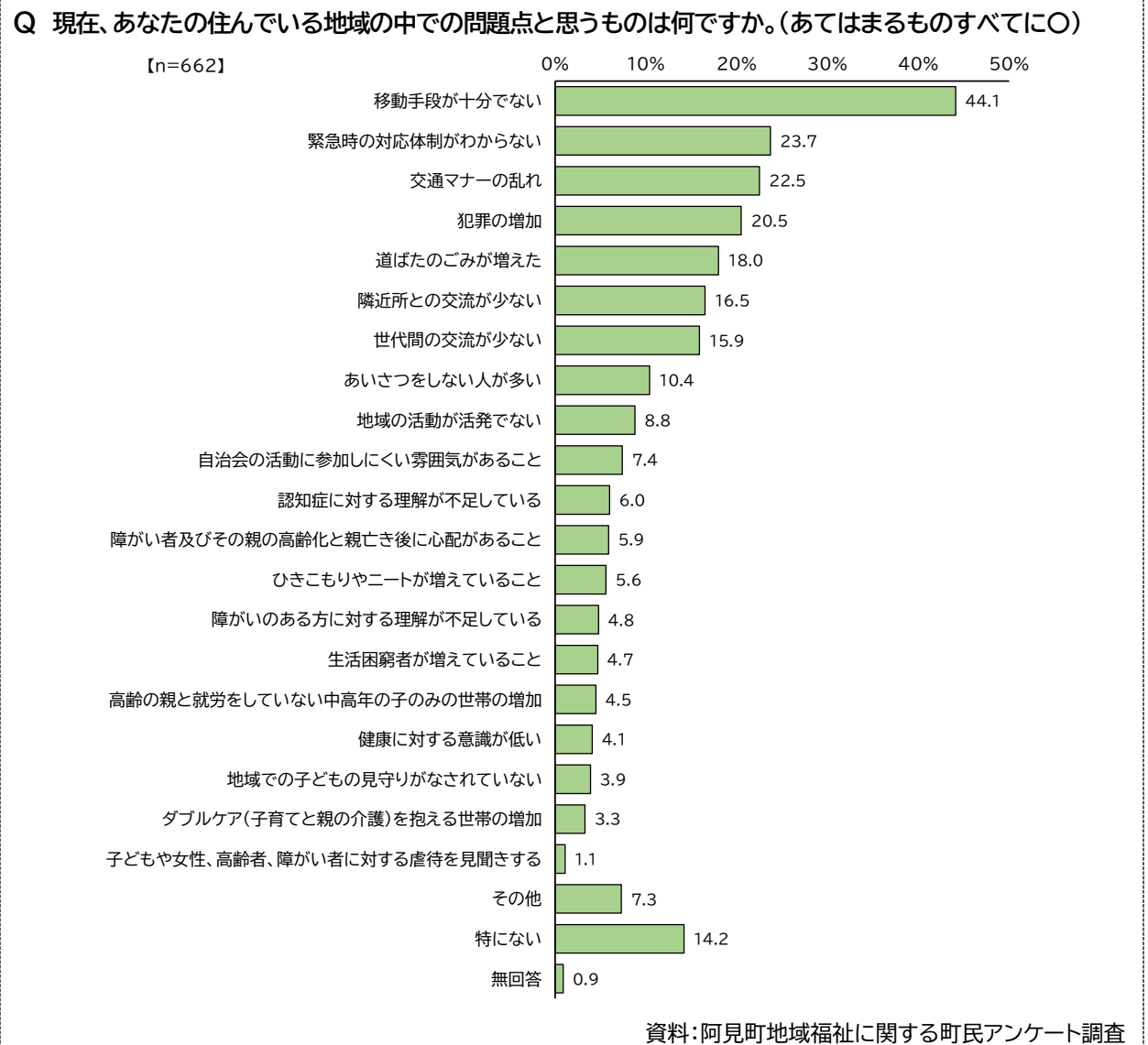
[n=662]



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域での助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことについては、「地域でボランティアなどの活動拠点となる場や施設を利用しやすくする」が33.2%で最も多く、次いで、「困っている方や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が31.3%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が25.7%となっています。

(4) 地域における問題点

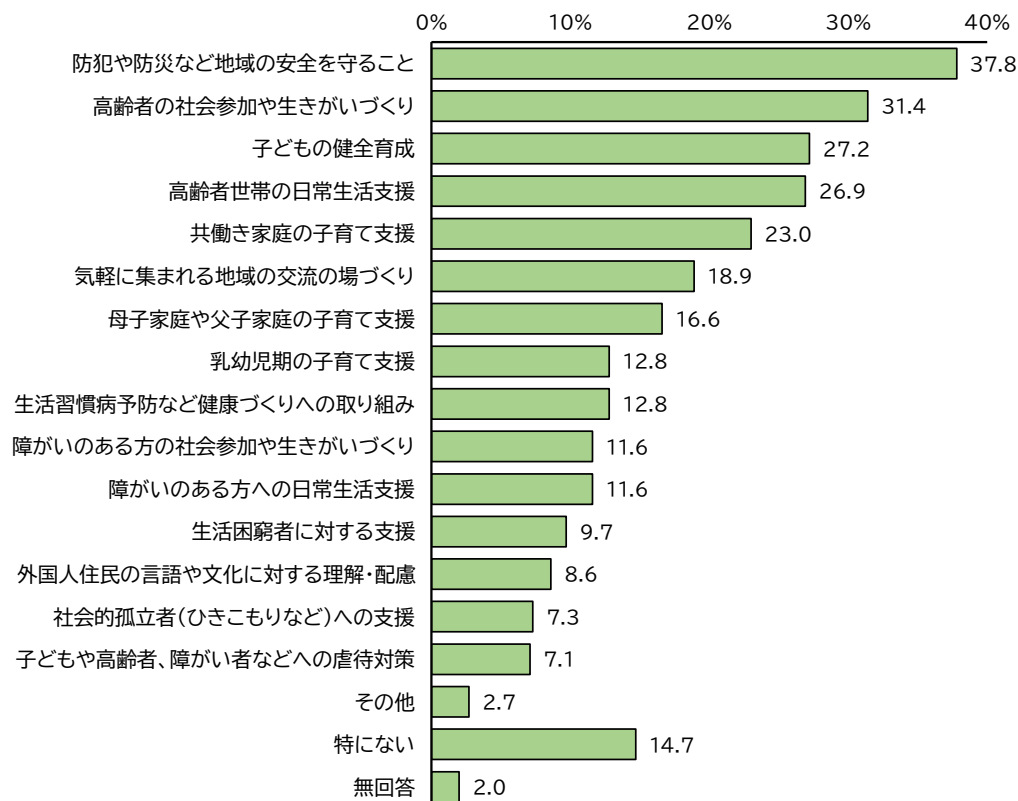


▶地域における問題点は、「移動手段が十分でない」が44.1%で最も多く、次いで、「緊急時の対応体制がわからない」が23.7%、「交通マナーの乱れ」が22.5%、「犯罪の増加」が20.5%、「道ばたのごみが増えた」が18.0%となっています。

(5) 地域住民が取り組むべき課題や問題

Q あなたの身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

【n=662】



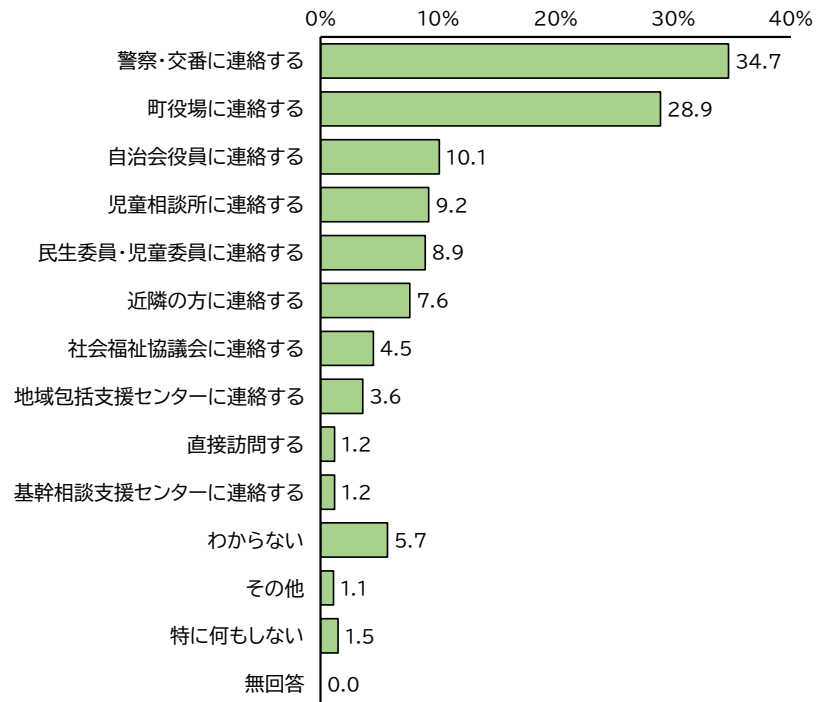
資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶地域住民が取り組むべき課題や問題については、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が37.8%で最も多く、次いで、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」が31.4%、「子どもの健全育成」が27.2%、「高齢者世帯の日常生活支援」が26.9%、「共働き家庭の子育て支援」が23.0%となっています。

(6) 孤独死や虐待に対する対応

Q もし、あなたの周辺で孤独死や、高齢者や障がいのある方、子どもへの虐待などが起きるおそれがある状況を知ったら、最初にどのように対応しますか。(〇は1つ)

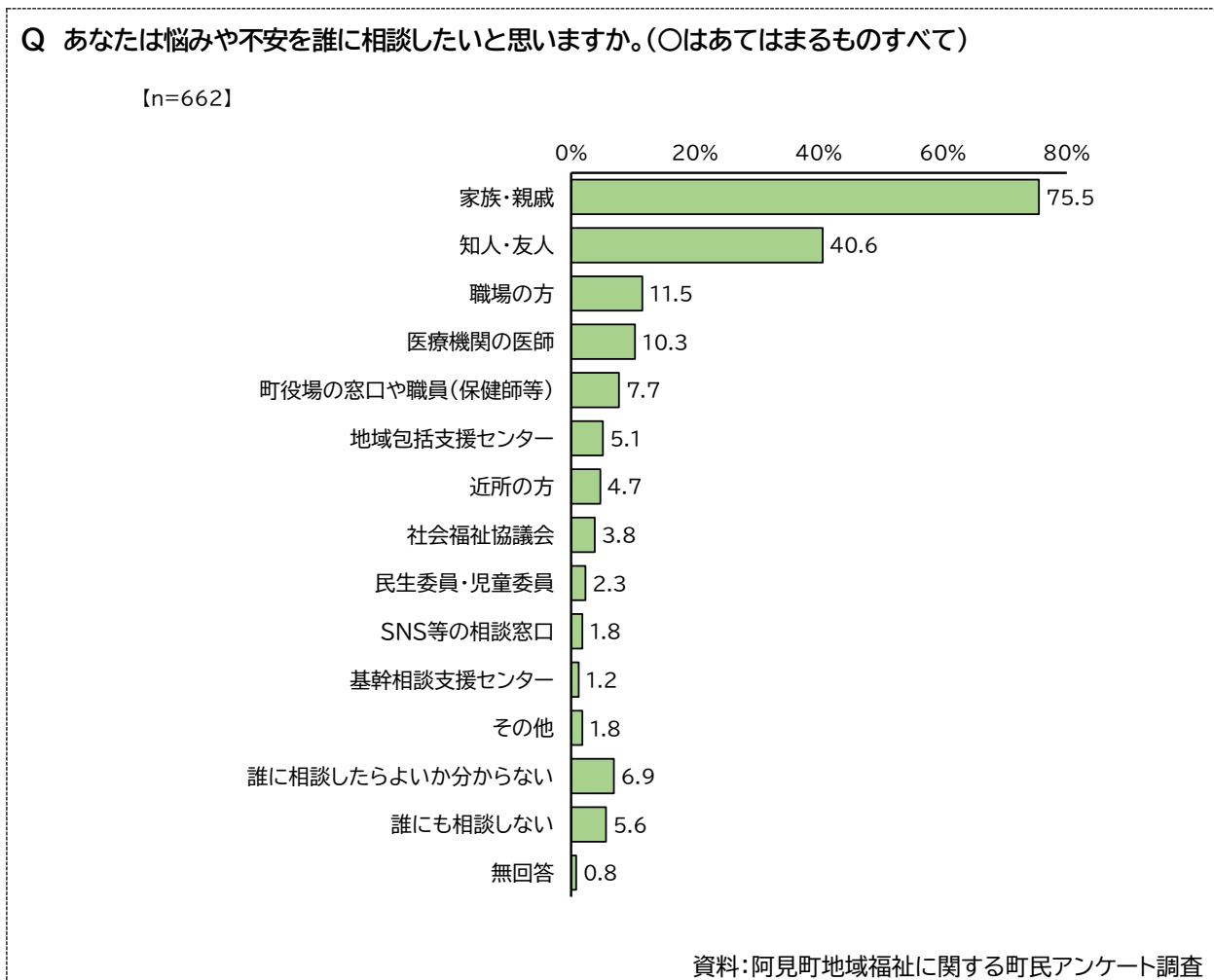
[n=662]



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶孤独死や虐待のおそれがある状況を知った場合の対応については、「警察・交番に連絡する」が34.7%で最も多く、次いで、「町役場に連絡する」が28.9%、「自治会役員に連絡する」が10.1%、「児童相談所に連絡する」が9.2%、「民生委員・児童委員に連絡する」が8.9%となっています。

(7) 悩みや不安の相談相手

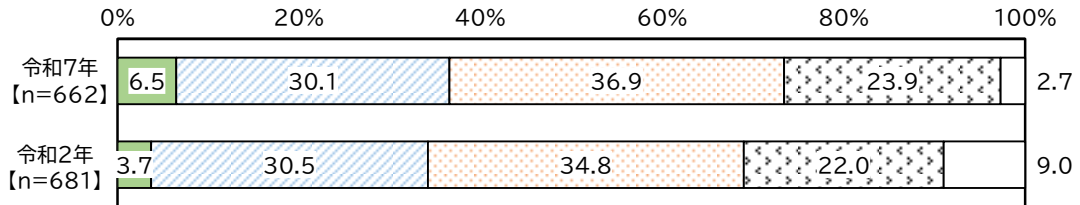


- ▶ 悩みや不安の相談を誰にしたいかについては、「家族・親戚」が75.5%で最も多く、次いで、「知人・友人」が40.6%、「職場の方」が11.5%となっています。
- ▶ 「誰に相談したらよいか分からない」が6.9%、「誰にも相談しない」が5.6%となっています。

(8) 福祉サービスの情報の入手状況

Q あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。(〇は1つ)

- 十分入手できている
- 十分ではないが、入手できている
- ほとんど入手できていない
- 今のところ情報を得る必要がない
- 無回答



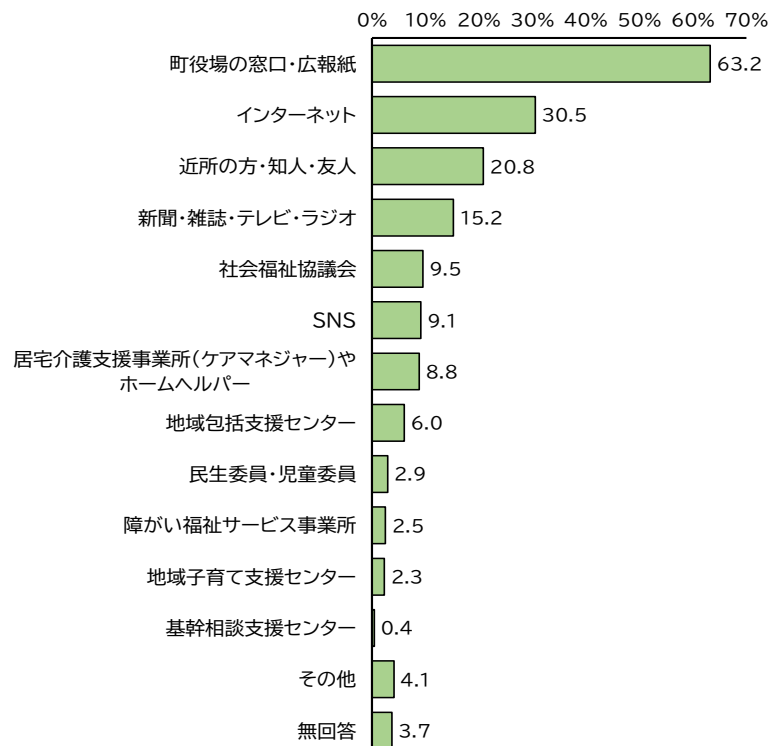
資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

- ▶ 今回の調査では、「福祉サービス」の情報の入手状況について、「十分入手できている」が6.5%、「十分ではないが、入手できている」が30.1%で、これら2つの選択肢を合わせると36.6%となります。
- ▶ 令和2年に実施した調査ではこれら2つの選択肢の合計は34.2%であり、2.4ポイントの増加となりました。

(9) 福祉サービスの情報の入手先

Q あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。(〇はあてまはるものすべて)

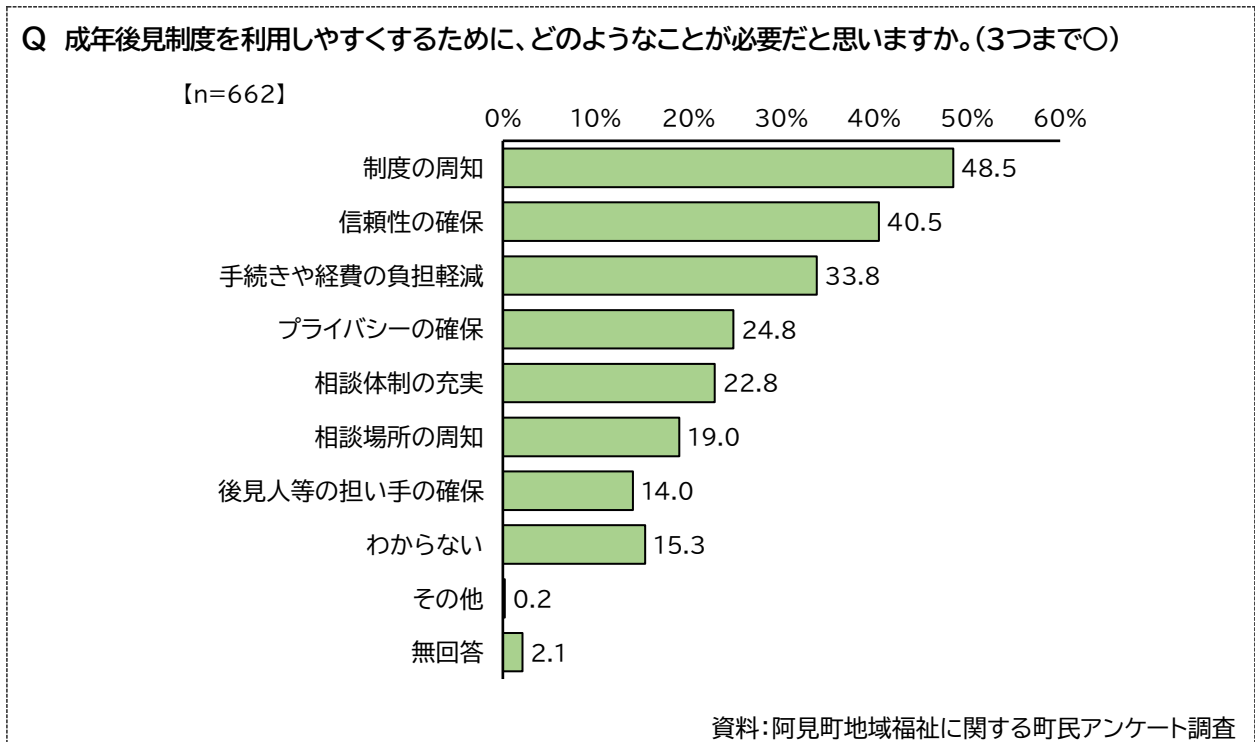
[n=486]



資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

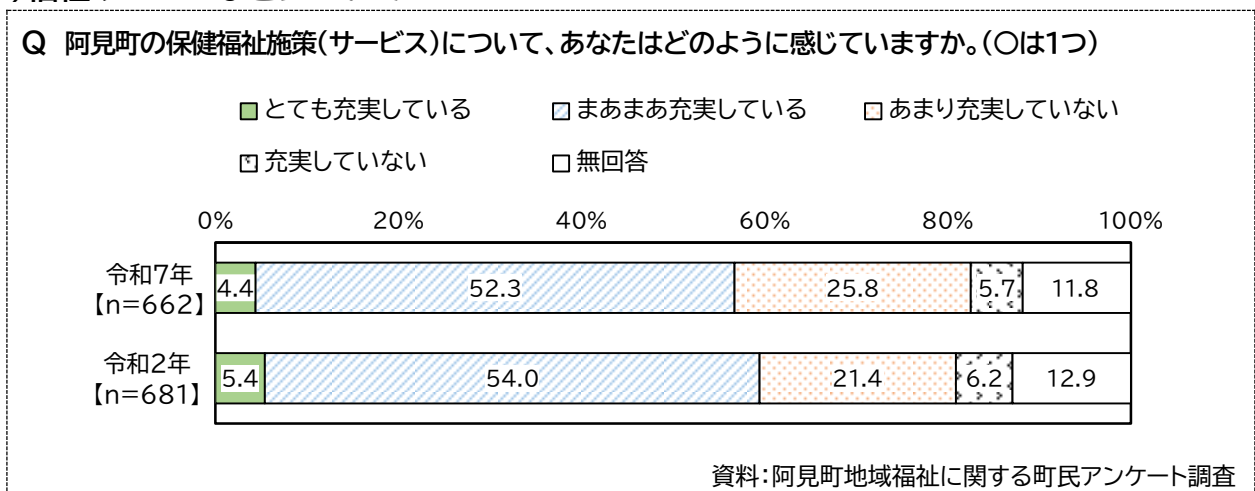
- ▶ 福祉サービスに関する情報の入手先については、「町役場の窓口・広報紙」が63.2%で最も多く、次いで、「インターネット」が30.5%、「近所の方・知人・友人」が20.8%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が15.2%、「社会福祉協議会」が9.5%となっています。

(10) 成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと



▶成年後見制度の利用促進に必要なことについては、「制度の周知」が48.5%で最も多く、次いで、「信頼性の確保」が40.5%、「手続きや経費の負担軽減」が33.8%となっています。

(11) 福祉サービスなどについて



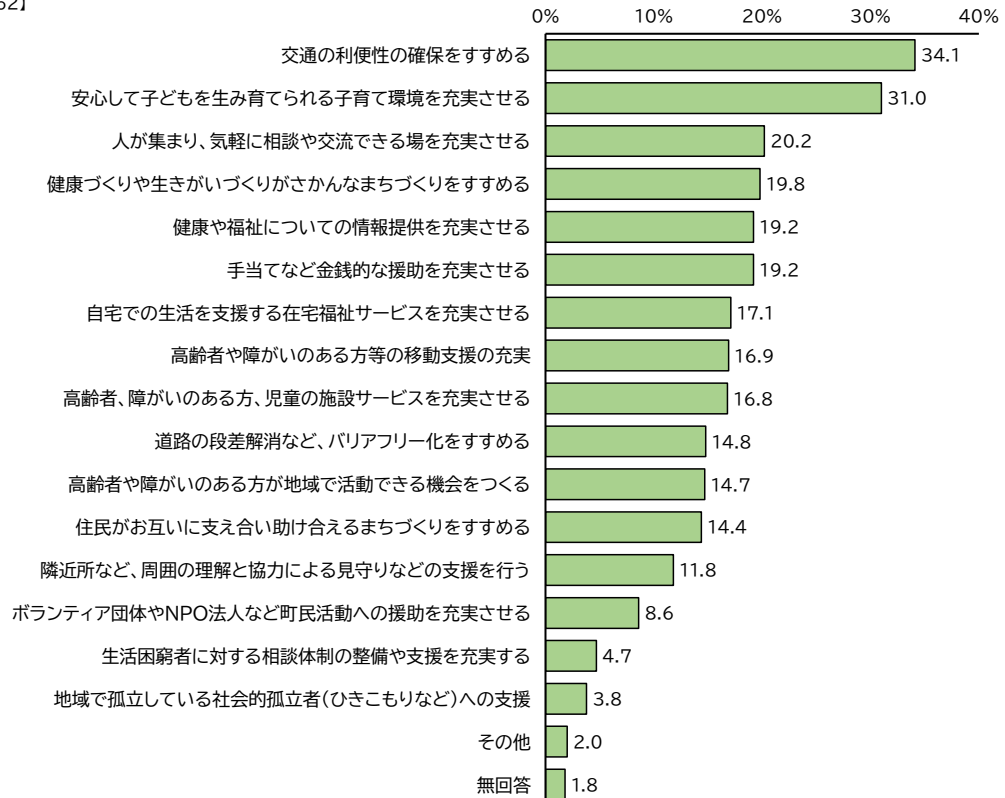
▶今回の調査では、阿見町の保健福祉施策(サービス)については、「とても充実している」が4.4%、「まあまあ充実している」が52.3%で、これら2つを合計した割合は56.7%となっています。

▶令和2年の調査ではこれら2つを合計した割合が59.4%であり、令和2年から令和7年にかけて2.7%ポイント減少しています。

(12)保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み

Q 阿見町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。(3つまで○)

[n=662]

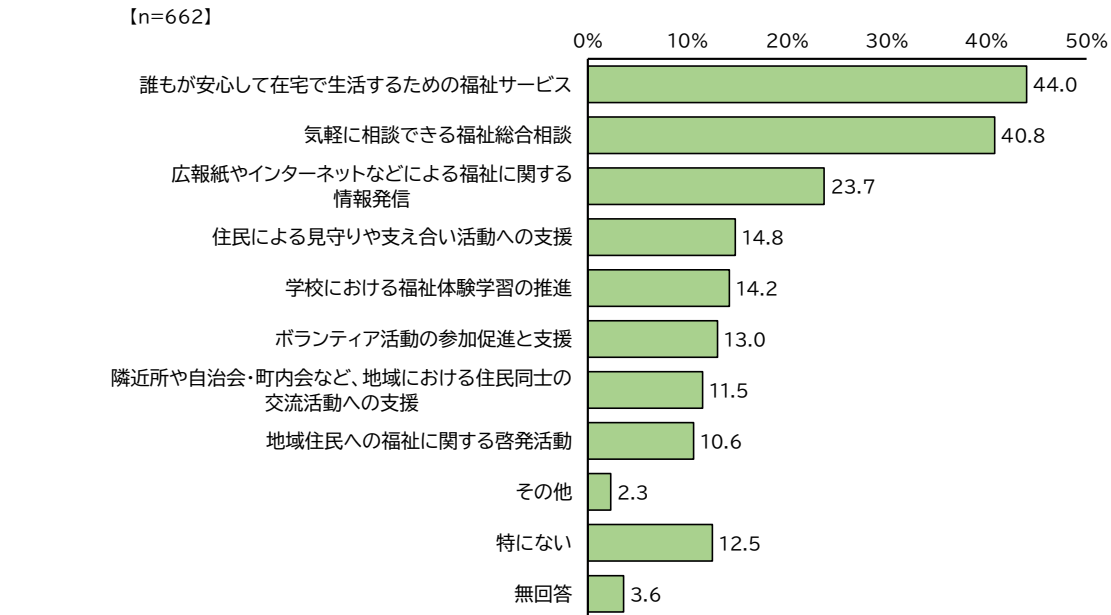


資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶阿見町の保健福祉施策をより充実していくために、重要だと考える取り組みについては、「交通の利便性の確保をすすめる」が34.1%で最も多く、次いで、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」が31.0%、「人が集まり、気軽に相談や交流できる場を充実させる」が20.2%、「健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる」が19.8%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が19.2%となっています。

(13) 社会福祉協議会で充実してほしいこと

Q 社会福祉協議会は、さまざまな福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていますが、社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。(3つまで○)



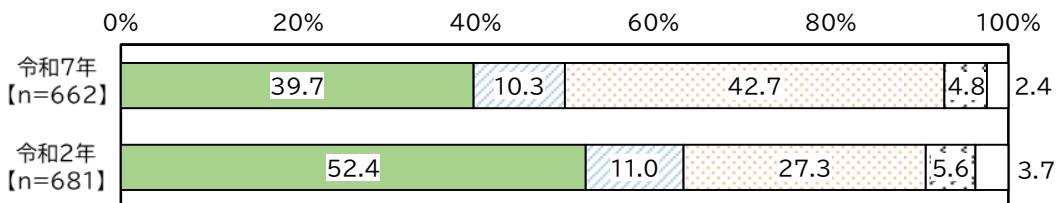
資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▶社会福祉協議会で充実して欲しいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が44.0%で最も多く、次いで、「気軽に相談できる福祉総合相談」が40.8%、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信」が23.7%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が14.8%、「学校における福祉体験学習の推進」が14.2%となっています。

(14) 日常生活で起きる問題に対する解決方法

Q 日常生活の中で起こる問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(○は1つ)

- 自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい
- 地域のことに熱心な方たちが考えてくれるので、その方たちに任せておきたい
- 行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい
- その他
- 無回答



資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

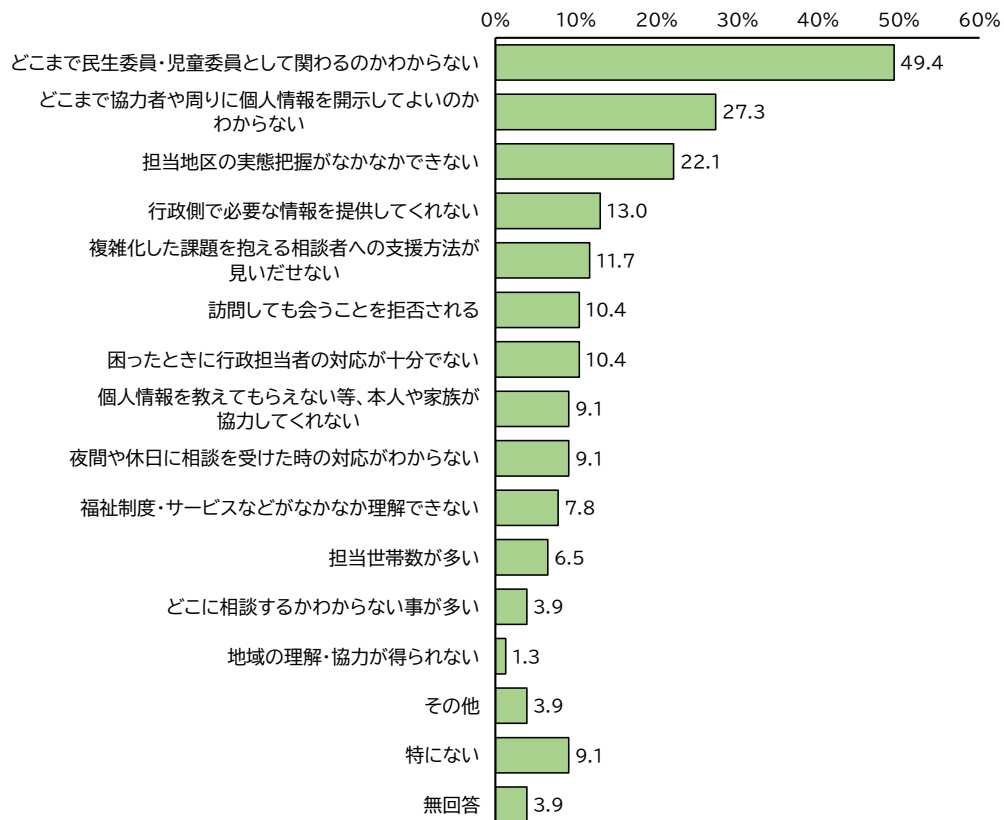
▶日常生活の中で起こる問題に対しては、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が42.7%で最も多く、次いで、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が39.7%となっています。

▶令和2年調査と比べて、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」は15.4ポイント増加、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」は12.7ポイント減少しています。

(15)民生委員・児童委員の活動を行っていくうえで大変と感じること

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動で大変と感じることは、どんなときですか。(〇は3つまで)

【n=77】



資料：民生委員・児童委員調査

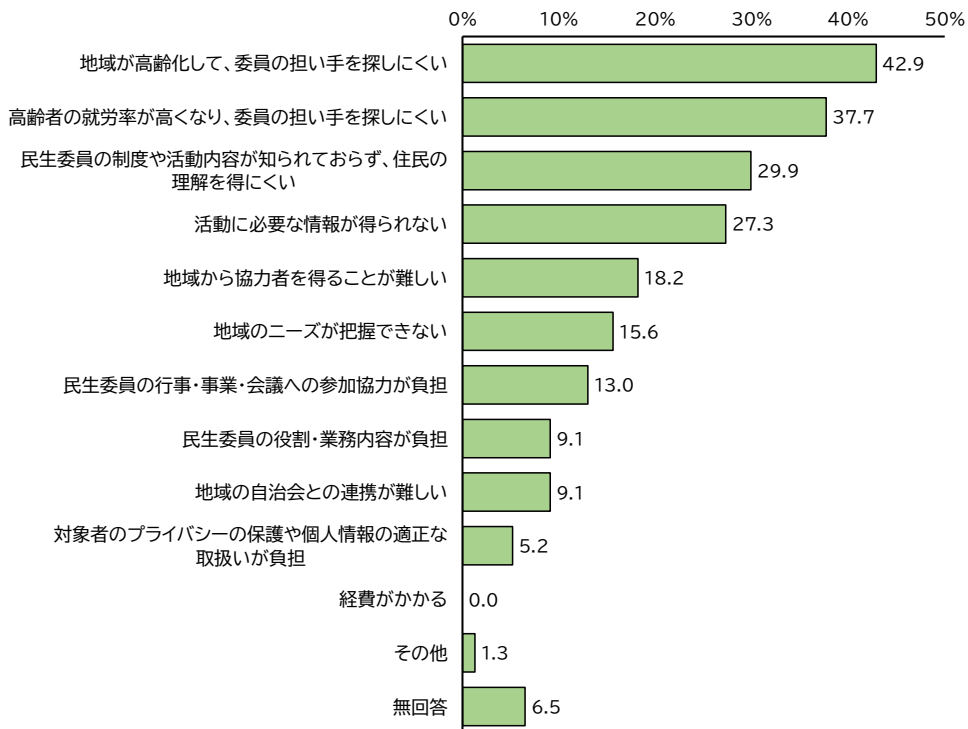
▶民生委員・児童委員の活動を行っていくうえで大変だと感じることは、「どこまで民生委員・児童委員として関わるのかわからない」が49.4%で最も多く、次いで、「どこまで協力者や周りに個人情報を開示してよいのかわからない」が27.3%、「担当地区の実態把握がなかなかできない」が22.1%、「行政側で必要な情報を提供してくれない」が13.0%となっています。

(16) 民生委員・児童委員の活動を行ううえでの問題点・課題

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動を行うときの問題点や課題を教えてください。

(〇は3つまで)

[n=77]



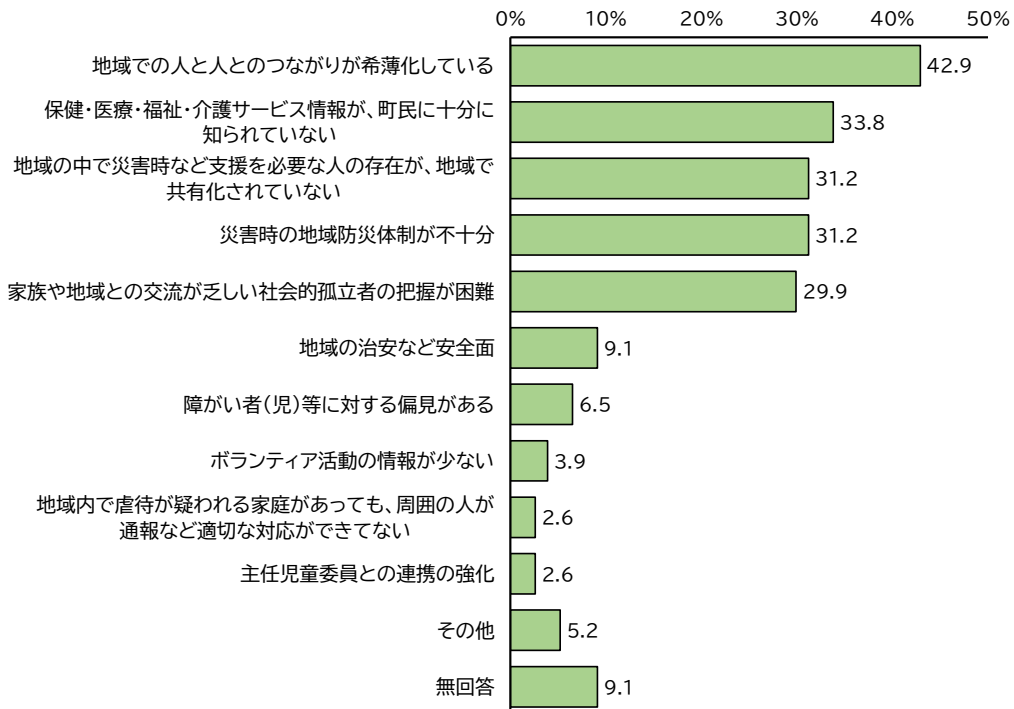
資料：民生委員・児童委員調査

▶ 民生委員・児童委員の活動を行っていくうえでの問題点・課題は、「地域が高齢化して、委員の担い手を探しにくい」が42.9%で最も多く、次いで、「高齢者の就労率が高くなり、委員の担い手を探しにくい」が37.7%、「民生委員の制度や活動内容が知られておらず、住民の理解を得にくい」が29.9%となっています。

(17)民生委員・児童委員の活動をする中での地域福祉に関する課題

Q 民生委員・児童委員、主任児童委員活動をする中で、地域福祉に関して課題と感じていることは何ですか。(〇は3つまで)

[n=77]



資料：民生委員・児童委員調査

▶民生委員・児童委員の活動をする中で、地域福祉に関して課題は、「地域での人と人とのつながりが希薄化している」が42.9%で最も多く、次いで、「保健・医療・福祉・介護サービス情報が、町民に十分に知られていない」が33.8%、「地域の中で災害時など支援を必要な人の存在が、地域で共有化されていない」、「災害時の地域防災体制が不十分」が31.2%と同率となっています。

5 第3次計画の振り返り

(1)第3次計画の取り組み状況

第3次計画では、3つの基本目標、9つの施策の方向に基づき 46 の取り組みを実施しました。これらの取り組み状況は下表のとおりです。「目標を達成している」ものが 12 件(26.1%)、「目標を概ね達成している」ものは 34 件(73.9%)でした。

基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

- ・地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進してきました。
- ・日常的な集まりや地域の目配り・気配り活動を進めることで、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図りました。

基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する

- ・関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実するとともに、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築してきました。また、権利擁護制度の普及啓発や中核機関の設置などに取り組んできました。

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

- ・見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や、避難行動要支援者名簿の活用等を促進してきました。

基本目標・施策の方向性	目標を達成している	目標を概ね達成している	目標を下回っており、努力が必要である
	A	B	C
基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する	3	15	0
1 地域福祉の意識の醸成	1	3	0
2 地域でのふれあい、交流の場づくり	2	6	0
3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	0	6	0
基本目標2 気軽に相談できる体制づくりを推進する	7	8	0
1 包括的な支援体制の充実	1	4	0
2 保健・福祉サービスの充実	2	2	0
3 権利擁護の推進 【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】	1	2	0
4 地域福祉のネットワークづくり	3	0	0
基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する	2	11	0
1 防災・防犯体制の充実	0	4	0
2 暮らしやすい生活環境の充実	2	7	0

(2)成果指標の状況

第3期計画においては、地域福祉の向上の進捗状況や目標の達成度合いを客観的に把握・評価できるように、成果指標と目標を設定しました。

①福祉への関心度

・「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合は合計で 84.3%(令和 2 年比 +8.7 ポイント)、目標である 85%に概ね到達しました。

②保健福祉施策への満足度

・「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した割合は合計で 56.7%(令和 2 年比-2.7 ポイント)で、目標である 70%に届きませんでした。ニーズの複雑化・多様化に既存の縦割り支援が対応しきれていないことが要因と考えられます。

③福祉サービス情報の入手度

・「十分入手できている」、「十分ではないが、入手出来ている」は合計で 36.6%(令和 2 年比 +2.4 ポイント)で、目標である 40%に届きませんでした。多様な媒体での情報発信が必要であると考えられます。

④地域予算制度に基づく地域づくり会議の設置数

・11 地域に設置済み、目標である 8 地域での設置を達成しました。

⑤地域子ども食堂の開設箇所

・11 カ所で開設済み、目標 7 カ所での開設を達成しました。

⑥ワンストップで対応できる総合相談窓口の設置

・庁舎内に専用窓口は未設置ですが、各担当職員によってワンストップ対応を行っています。

⑦権利擁護に関する普及のための周知回数

・広報での周知を 1 回、介護教室による周知を 1 回実施。目標値が広報での周知3回、講演会での周知が2回であるため目標に届きませんでした。

⑧成年後見サポートセンターの設立

・令和 7 年 6 月に社会福祉協議会内に開設しました。

⑨地域防災活動の充実(地区防災計画・避難計画の作成)

・全 67 行政区中、45 行政区で作成済みですが、目標 55 行政区には未達でした。

■目標数値一覧

目標数値		第2次 計画策定時 (令和2年)	第3次 計画策定時 (令和6年)	目標値	評価
①	福祉への関心度を高める(福祉への関心で「とても関心がある」、「ある程度関心がある」と回答した割合)	75.6%	84.3%	85.0%	B
②	阿見町の保健福祉施策の満足度を高める(阿見町の保健福祉施策の満足度で「とても充実している」、「まあまあ充実している」と回答した割合)	59.4%	56.7%	70.0%	C
③	福祉サービスの情報入手度を高める(福祉サービスの入手状況で「十分入手できている」、「十分ではないが、入手できている」と回答した割合)	34.2%	36.6%	40.0%	C
④	地域予算制度に基づく地域づくり会議の設置数	2 地域	11 地域	8 地域	A
⑤	地域子ども食堂の開設箇所	2 箇所	11 箇所	7 箇所	A
⑥	ワンストップで対応できる総合相談窓口の設置	—	1つの窓口で複数の手続きが完結するよう、各担当職員がその窓口に出向く。	設置済	B
⑦	権利擁護に関する普及のための周知回数	講演会 1 回	・広報1回 ・成年後見制度に関して介護教室を1回開催	広報 3 回 講演会 2 回	C
⑧	成年後見制度に関する相談や成年後見人等の受任、成年後見制度の普及・啓発、さらに全体のコーディネートを行う中核的な役割を担う成年後見サポートセンターの設立	—	R7年6月 開設	設立済	B
⑨	地域防災活動の充実(地区防災計画、避難計画)作成	24 行政区	45 行政区	55 行政区	C

A=目標を達成している

B=目標を概ね達成している

C=目標を下回っており、努力が必要である

D=目標を大幅に下回っており、改善を要する

6 課題の整理

アンケート調査の結果等や第3次計画の進捗状況をまとめ、本町の地域福祉に関して以下のとおり課題を整理しました。

① 地域福祉の意識の醸成

- 福祉に対する関心について、前回調査に比べて関心がある割合は増加しています。
- 一方、日常生活の中で起こる問題に対しては、令和2年調査と比べて、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」は15.4ポイント増加、「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」は12.7ポイント減少しています。
- 地域住民の主体的な参加を促す仕組みの継続と強化が求められています。

② 地域でのふれあい、交流の場づくり

- 近所付き合いでは前回調査に比べて「たまに立ち話をする程度」が8ポイント減少し、「会えばあいさつをかわす程度」が13.3ポイント上昇しており、交流の簡素化が顕著となっています。
- 交流の場が増加する一方で、担い手の確保や場の周知などが十分にできていない状況です。
- 地域づくり活動の縮小を防ぐため、加入促進と活動の魅力向上に注力する必要があります。

③ 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

- 高齢化に伴う担い手不足への対応が急務となっています。
- 地域活動の活性化に必要なことでは、活動の気軽さや、身近な活動、負担軽減といった回答が挙げられています。
- 地域特性を活かした柔軟な活動支援と、若年層の参加促進が重要です。

④ 包括的な支援体制の充実

- 悩みや不安の相談相手では、「家族・親戚」が最も多く、次いで、「知人・友人」、「職場の方」となっている一方で、「誰に相談したらよいか分からない」、「誰にも相談しない」などの回答も見受けられます。
- 制度の狭間や孤立ケースへの対応が多くなり、包括的な相談支援体制の構築、関係機関との連携強化による重層的支援体制の整備が必要となっています。
- 総合的なサービス提供に向けた取り組みが進んでいるものの、多様な生活課題をもつ人の把握が困難であり、支援につなぐしくみが必要です。

⑤ 保健・福祉サービスの充実

- 町の福祉に関する情報の入手方法は「町役場の窓口・広報紙」、「インターネット」、「近所の方・知人・友人」、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」、「社会福祉協議会」が多くなっています。
- 福祉サービスの情報の入手状況については、前回調査に比べて入手できているという回答が増加しています。情報発信・サービスの質の向上に努めているものの、今後も住民目線での情報発信の工夫が必要となっています。

⑥ 権利擁護の推進

- 成年後見制度利用促進では、中核的な役割を担う成年後見サポートセンターを令和7年6月に設立しました。
- 成年後見制度の利用促進に必要なことは、「制度の周知」が最も多く、次いで、「信頼性の確保」、「手続きや経費の負担軽減」となっています。
- 高齢化の進行とともに、障害者の高齢化や重度化、障害者を支える親の高齢化による「親亡き後」などへの対処も必要になり、成年後見制度の利用ニーズが多様化し、高まるものと予測されています。成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を今後も継続することが必要です。

⑦ 再犯防止の推進

- 誰もが社会において孤立することなく、生活の安定を得て再び社会の一員となるよう地域で支援することが求められています。
- 保護司など立ち直りを支援する人が地域で安心して活動ができる環境整備が必要です。
- 社会を明るくする運動をはじめ、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進し、町民の関心と理解を得ることも重要です。

⑧ 地域福祉のネットワークづくり

- 民生委員・児童委員や地域ボランティアの担い手不足と高齢化が顕在化しており、負担軽減と若手育成策の両立が求められています。
- 住民・事業者・行政が協働、役割分担しながら課題を解決できるよう、地域福祉の推進体制の強化が課題となっています。

⑨ 防災・防犯体制の充実

- 地域住民が取り組むべき課題や問題については、「防犯や防災など地域の安全を守ること」が最も多くなっています。
- 第3次計画の目標値である地域防災活動の充実(地区防災計画、避難計画)作成では、令和2年の24行政区が令和6年には45行政区に増えていますが、全行政区までに至っていません。
- 非常時に備え、平常時から地域のつながりや防災活動を支援するなど、安全・安心して暮らせる環境づくりが課題となっています。

⑩ 暮らしやすい生活環境の充実

- 地域における問題点は、「移動手段が十分でない」、「緊急時の対応体制がわからない」、「交通マナーの乱れ」、「犯罪の増加」、「道ばたのごみが増えた」と生活に身近なことが課題にあがっています。
- ユニバーサルデザインの理念やバリアフリー化の推進により、すべての町民が年齢や障害の有無にかかわらず快適で安心して暮らせる生活環境づくりを進めていく必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、第3次計画では「一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念に掲げ、地域住民が主体の地域福祉を推進してきました。

基本理念は、本町の地域福祉が最終的に目指す姿であることや計画の継続性の観点から、第4次計画においても、この基本理念を引き継ぐとともに、新たに SDGsの視点を加えることとします。

地域で暮らす人それぞれの抱える課題が複雑化・多様化している中では、個人の力で解決が難しい課題も多く、その解決に向けて多様な人々が関わっていくことが求められます。支え合い・助け合いを通じた、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指して、「誰一人取り残さない 一人ひとりが地域の担い手 ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ」を基本理念とします。

また、持続可能な地域づくり～SDGsの視点～でもふれたように「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

こうした社会環境の変化による新たな課題に対応し、引き続き地域福祉の一層の推進を図っていきます。

誰一人取り残さない 一人ひとりが地域の担い手
ともに支え合い、助け合う 地域共生のまち あみ

【本計画に関連する SDGs】



2 基本目標

基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

町民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを強め、支え合い、助け合う担い手づくりを目指します。

また、日常的な集まりや地域の目配り・気配り活動を進めることで、孤独孤立を防ぐとともに、住民同士の支え合い、助け合いの仕組みづくりを図ります。

基本目標2 切れ目のない支援体制づくりを推進する

誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供をするとともに、困りごとを抱える人の相談を包括的に受け止め、切れ目のない支援体制をつくります。

また、町民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせる、まちづくりを目指します。

判断能力が十分でない人の増加が予測されており、必要な援助を受けられることができるよう、権利擁護制度[※]の普及啓発を図り制度の利用につなげます。

本計画を確実に推進するため、地域で住民や地域活動団体等が協働できる体制を強化するとともに、行政の関係課や社会福祉協議会などが連携して活動を支えます。

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

地域に住むすべての人が、住み慣れた地域でいつまでも安全・安心で自分らしい生活を送るためには、「地域は地域で守る」という考えが大切です。そのため、地域に住む人が緊急時や災害時に孤立しないために、日頃からの見守り体制の充実や災害時に備えた安全・安心な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

また、犯罪・交通事故等を未然に防ぐ取組の推進を通して、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

[※] 権利擁護制度：認知症や知的障害、精神障害などを持つ高齢者や障害者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

3 計画の体系図

《 基本目標 》	《 具体的な施策・取り組み 》	
基本目標1 地域の 支え合い、 助け合いを 推進する	1 地域福祉の意識の醸成	(1)学校や地域における福祉教育の充実 (2)広報・啓発活動の充実
	2 地域でのふれあい、交流の場づくり	(1)世代間交流の推進 (2)地域での交流活動の推進 (3)孤独・孤立防止の推進
	3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	(1)地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成 (2)ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり (3)地域活動やボランティア活動への支援 (4)地域活動組織の活性化 (5)支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援
基本目標2 切れ目のない 支援体制 づくりを 推進する	1 包括的な支援体制の充実	(1)総合的な相談支援体制の充実 (2)地域における身近な相談支援体制の充実 (3)複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化
	2 保健・福祉サービスの充実	(1)情報提供の充実 (2)福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実 (3)健康で活気のある地域づくり
	3 権利擁護の推進 【成年後見制度利用促進基本計画】	(1)権利擁護や成年後見制度 [※] の周知啓発と利用促進 (2)中核機関の運営 (3)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
	4 再犯防止の推進 【再犯防止推進計画】	(1)再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進 (2)関係団体・関係機関との連携 (3)犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援
	5 域福祉のネットワークづくり	(1)民生委員児童委員活動の支援 (2)社会福祉協議会との連携強化 (3)多様な活動をつなぐネットワークづくり
基本目標3 安全・安心な 地域づくりを 推進する	1 防災・防犯体制の充実	(1)災害時における地域防災体制づくり (2)避難行動要支援者の避難支援体制づくり (3)地域で取り組む防犯体制づくり
	2 暮らしやすい生活環境の充実	(1)快適に暮らせる環境づくり (2)バリアフリー等によるまちづくりの推進

※ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。

第4章

地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標1 地域の支え合い、助け合いを推進する

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 地域福祉の意識の醸成

(1) 学校や地域における福祉教育の充実

- 各小中学校における「総合的な学習の時間」等の中での福祉体験学習や、人権教育、社会教育の充実、講演会の開催などを通じて、福祉に対する理解を深め、福祉教育を推進します。
- 地域での支え合い、助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加・体験を通して、福祉意識の向上を推進します。

(2) 広報・啓発活動の充実

- 広報紙やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、町や関係機関が開催する各種イベントにおいて、福祉に関するコーナーの設置など、より多くの町民が福祉に接する機会づくりに努めます。
- 出前講座等により、町民の地域福祉計画の認知度を高めます。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
福祉体験学習の実施	職員やボランティアが小中学校に出向き、車椅子、手話、ガイドヘルプ、認知症サポーター養成講座等の講習や高齢者疑似体験等を実施します。また、各学校へ車椅子や高齢者疑似体験セットの貸し出しを行います。	社会福祉協議会
人権啓発・推進事業	人権が尊重される社会をつくるため、広報活動や街頭啓発、人権相談を継続的に実施するとともに、教育、福祉をはじめあらゆる分野において、国籍や性別、年齢、障害の有無等に関わらず、お互いを尊重し多様性を認め合う意識の醸成に取り組んでいきます。	社会福祉課 町民活動課 生涯学習課
広聴事業	「まちづくり提案箱」「町長と語る会」を実施し、町長が町民などから直接、意見・要望を聴取し、今後の町づくりに反映させます。また、町の計画・考え方などを説明することにより、相互の理解を深め、町民主体のまちづくりを推進します。	秘書広聴課

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 地域社会の生活課題や福祉課題に関心を持ち、自分の知識や経験を生かしつつ、できることから活動に参加してみましょう
- 地域でできることは地域で担うという考え方で、地域社会の生活課題や福祉課題に向き合い、解決に向けて取り組みましょう
- 福祉に対する理解を深めましょう
- 福祉に関する講座やセミナー・イベントなどに積極的に参加しましょう
- 行政区や地域の活動に協力しましょう

2 地域でのふれあい、交流の場づくり

(1) 世代間交流の推進

- 少子高齢化や核家族化が進行する中、「向こう三軒両隣」の精神で地域の共同体としてのコミュニティを育み、高齢者から子どもまで三世代が集い、行政区の良好な地域コミュニティを醸成します。
- 保育所や幼稚園、小・中学校における各種の行事等をとおして、地域の人や高齢者、障害者などとの交流の場を設け、交流やふれあいを促進します。

(2) 地域での交流活動の推進

- 町民主体で運営する町民交流事業の充実に努めるとともに、行政区などの地域で行われる交流や、福祉施設で行われる地域との交流を推進し、より多くの人々が交流できる機会の創出を図ります。

(3) 孤独・孤立防止の推進

- 自ら声を出せない人・必要としている人の情報把握を行うとともに、対象者のいる場所に出向いて支援を行うアウトリーチ活動を展開します。
- 地域社会とつながりが少ない人が参加できる就労体験やボランティア体験の機会、人と交流できる機会を創出し、継続的に支援します。
- 身の回りの悩んでいる人に気づき、関わる地域の人材であるゲートキーパーを育成し、孤独・孤立を防ぎます。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
ふれあい地区館活動事業	小学校区域ごとに、AMIふれあい地区館を設置しています。「いつでも、どこでも、だれでも」参加できるような体制を確立し、地域住民へ届ける生涯学習をもとに地域に根ざした生涯学習の振興を図ることにより、互いに学びあい人と人とのふれあいを深めることでコミュニティを醸成します。	中央公民館
保育所交流事業	二区保育所と茨城県立霞ヶ浦聾学校幼稚部との交流や、南平台保育所において祖父母交流を実施します。	保育所
伝統芸能まつり	地域の中で受け継がれている貴重な町の歴史遺産である伝統芸能を広く町民に周知し、保存意識の高揚及び後継者の育成を図るとともに、地域間・世代間の交流促進を図るため、演舞者、演舞団体を一堂に集めて公演を行います。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
まい・あみ・まつり事業	町民の連帯意識の高揚を図り、潤いのある街づくり推進を目的にした町民総参加によるまつりを実施します。	商工観光課
スポーツフェスタ	広く町民に、スポーツ・レクリエーションを振興し、町民の健康増進及び体力づくり並びに地域ぐるみの親睦融和を図ることを目的に開催します。	生涯学習課
コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献広報事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品、集会施設の整備、自主防災活動に必要な備品の整備、青少年の健全な育成を図るため親子で参加するソフト事業の実施費用を助成します。	町民活動課 防災危機管理課
学社連携事業	知識や経験が豊富な地域人材を講師や支援者として学校に招き、農業体験学習や租税教室等を実施します。学校の教育活動を豊かにするとともに、子どもたちの実社会で役立つ力(資質・能力)を育みます。	生涯学習課
大学連携公開講座	多様化、高度化する町民の生涯学習ニーズに応えるため、町内の大学等と連携し、大学の教育・研究の成果を広く町民に開放して公開講座を開設し、良質かつ高度な学習機会を提供します。	生涯学習課
企業連携事業	鹿島アントラーズ FC との「フレンドリータウンに関する協定」に基づき、フレンドリータウンデイズ『阿見の日』を開催するなど、地域振興・地域活性化を推進します。	秘書広聴課
ふれあい・いきいきサロン事業	ふれあい・いきいきサロンの立ち上げや運営に関する相談、助成金などの支援を行うことにより、地域住民の交流を図ります。	社会福祉協議会
地域活動支援センター運営事業	障害者等に創作的活動又は生産活動の機会を提供することにより職業訓練や社会訓練の場とするとともに、地域社会との交流を促進します。	社会福祉課

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 「おはよう」「おかえり」など、あいさつを積極的に行いましょう
- 地域の行政区・自治会など、地域で行われている活動に関心を持ち、参加しましょう
- お祭りなどの地区行事に参加しましょう
- 積極的に声掛けをして、イベントなどへの参加を促しましょう
- 子ども会やサロン活動などに参加しましょう
- 若い世代や転入者が地域行事などに参加しやすいよう配慮しましょう

3 地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり

(1) 地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成

- 地域活動やボランティア活動等に参加するメンバーやリーダー不足を解消できるよう、養成講座の開講日時への配慮等により、幅広い年齢層の人材育成に努めます。
- 研修会などを開催し、活動のリーダーや参加者の資質の向上を支援するとともに、仲間づくりや活動の活性化を促進します。
- 様々な経験をもった地域人材の登録、人材バンク等を活用できる体制づくりを進めます。

(2) ボランティア団体などと担い手をつなぐ仕組みづくり

- 地域の福祉活動やボランティア活動のさらなる活性化に向け、活動したいと考える人(担い手)と各種団体や機関を結びつけるコーディネートやマッチングを行います。

(3) 地域活動やボランティア活動への支援

- 地域予算制度を実施し、地域からの要望を町に挙げる仕組みをつくり、自分たちの住んでいる地域を良くするための話し合いを行い、地域のことを考える自治意識の促進を図ります。
- ボランティアの育成と活動を促進し、地域の支え合いを推進します。町社会福祉協議会との情報共有・連携強化に努め、住民からのボランティア活動の問い合わせに際し、情報提供を行います。
- 町民活動センターだより「えがお」の発行、町民活動センターホームページ、「広報あみ」や町ホームページにおいて地域活動やボランティア活動を発信します。

(4) 地域活動組織の活性化

- 身近な地域活動組織である行政区や自治会、シルバークラブなどに取り組むメンバーの担い手の育成に取り組んでいきます。
- 行政区や自治会、シルバークラブなどの加入促進を含め、組織の活性化に向けた支援に取り組めます。

(5) 支え合い、助け合いの仕組みづくりへの支援

- 住みやすい地域づくりに向け、行政区などで行われる助け合い、支え合いなど活動や社会福祉協議会の活動などを支援し、住民が自らの地域課題や困りごとを、他人事とせず支え合い、助け合える地域づくりを促進します。
- 子どもからお年寄りまで積極的にあいさつする「あいさつ・声かけ運動」をきっかけに、近所同士の目配り・気配り活動を促進し、支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援します。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
町民活動センター事業	NPO団体等の町民活動への支援として、活動場所の提供、NPO 法人の設立支援、ボランティアリーダーの育成、NPO 法人・ボランティア団体の交流、町民活動に関する情報の収集と提供、町民活動への参加コーディネートを行います。	町民活動課
シルバークラブ補助事業	町内のシルバークラブ及びシルバークラブ連合会が実施する事業(社会奉仕活動事業、教養講座等開催事業、健康増進事業、連合会主催の行事、連合会運営事務費)に対し補助金を交付し、老人の福祉の増進を図ります。	高齢福祉課
福祉センター運営事業	福祉センターまほろばを設置し、同好会、趣味教室、各種講座等に関する業務、その他高齢者福祉事業を行い、高齢者の生きがい活動や福祉向上を推進します。	高齢福祉課
敬老事業	高齢者に対して深く敬意を表するとともに、高齢者を大切にする地域づくりを推進するため、敬老の日の前後に敬老事業を実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
青少年健全育成のための環境整備事業	青少年の健全な育成を図るため、健全な発達を阻害するおそれのある有害図書浄化やパトロール活動等の実施により、より良い社会環境を整備します。また、町民、関係団体、関係行政機関等と連携し、協力体制の確立を図ります。	生涯学習課
ファミリーサポート事業	子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とし、保育施設等への送迎や一時的な預かり等の、有料の相互援助活動を行います。地域における相互援助活動を支援することにより、保護者・妊産婦の不安や孤立感を解消するとともに、住民参加による子育ての輪を広げ、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。	こども未来課 社会福祉協議会
公民館運営管理事業	地域における住民の学習需要に総合的に応えるため、地域の実情に応じた多様な学習機会や集会の場を提供し、地域社会の形成や地域文化の振興を図ります。	中央公民館
地域予算制度	地域からの予算要望を町に提出するしくみの過程で、自分たちの住んでいる地域を良くするための話し合いを行うことにより、地域のことを考える自治意識の促進を図ります。	町民活動課
町民討議会事業	町を良くするための任意のテーマに対して意見を出し合う場を提供し、広く町民の声を聴くとともに、地域のリーダーとなる人材の発掘と育成につなげます。	町民活動課

取組名	取組内容	担当課
生活支援体制整備事業	高齢者を支える体制づくりを推進するため、「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置及び協議体の設置を行い、地域の課題を整理し、必要とするサービスや支援を創出し、住民等による継続的な活動を支援していきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会
在宅福祉有償サービス(ひまわり)	住民の参加と協力により、地域の概ね65歳以上の高齢者、障害者、母子父子家庭等で日常生活を営むうえで支障のある世帯などに、簡単な家事の手伝いを提供する有料の在宅サービスを実施します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
ひとり暮らし高齢者支援事業	高齢者のエアコン購入助成やゴミ出し支援等生活の質の確保に比べ、高齢者の安否確認を目的とした事業や、緊急事態への迅速な対応や不安解消を目的とした事業に取り組みます。	高齢福祉課 社会福祉協議会
子どもの居場所づくりの支援	地域子ども食堂への運営支援やひとり親家庭等への学習支援等、地域で子どもを見守る仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 おやこ支援課 社会福祉協議会

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 自分の住む地域や町内の福祉活動について関心を持ち、情報を入手しましょう
- まずは自分が参加できそうな活動から参加してみましょう
- 地域活動やボランティア活動に友人や知り合いを誘って参加し、活動の輪を広げましょう
- 行政区や自治会の活動が継続するよう、役員の任期や活動内容について話し合いの機会を持ちましょう

基本目標2 切れ目のない支援体制づくりを推進する

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 包括的な支援体制の充実

(1) 総合的な相談支援体制の充実

- 分野や世代を超えて支援が必要なケースや、制度の狭間の問題等、様々な地域生活課題に対して包括的な相談支援の仕組みを構築します。
- 関係機関のネットワークを活かしながら、初期段階の相談対応から、継続的・専門的な援助まで対応する総合的な相談・支援を通じて、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を行います。

(2) 地域における身近な相談支援体制の充実

- 社会福祉協議会が実施する相談事業や民生委員・児童委員の相談活動など、地域における相談支援活動を支援し、生活課題やニーズの把握と適切なサービス利用へつなげる仕組みづくりを進めます。
- 専門機関と連携し、地域住民が抱える生活課題やニーズに応じた適切な相談支援や福祉サービスにつなげます。

(3) 複合的な生活課題を抱えた人への支援体制の強化

- 地域の複合的な課題や制度の狭間の課題などの様々な生活課題の解決に向けて、町、社会福祉協議会、各種の支援機関や地域住民等との連携を強化し、多機関協働による包括的な支援体制を充実・強化します。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
相談窓口の周知	住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、様々な問題について気軽に相談することができ、適切な福祉サービスを利用できるよう、相談窓口の周知徹底を図ります。	関係各課
こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターを運営します。	おやこ支援課
生活困窮者の相談、支援体制の整備	生活保護の前段階にある複合的な問題を抱える生活困窮者の把握に努め、早期自立につなげられるよう相談体制を整備します。また、生活困窮者の早期自立に向けて、県南県民センターやハローワーク等の関係機関と連携した包括的支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
資金の貸付事業及び、生活困窮世帯への食料品の提供	低所得、障害者および高齢者世帯の方々に、目的に応じた資金の貸付けを実施するとともに、必要な相談支援を行い、その経済的自立および生活意欲の助長促進、及び在宅福祉、社会参加の促進を図ります。また、善意銀行に寄せられた預託(寄付)金品を財源としてお米、缶詰、インスタント食品などを支給することで生活困窮世帯が貸付制度等の利用を回避できるよう支援します。	社会福祉協議会
ひきこもり者やその家族への相談体制の充実	茨城県の精神保健福祉センター及び保健所と連携し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 健康づくり課
自殺対策の推進	自殺対策に係る知識の普及や相談窓口の周知を行うとともに、地域や関係機関との連携を図ります。	社会福祉課 健康づくり課 関係各課
ヤングケアラーへの支援	本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。関係機関が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。	おやこ支援課

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 日頃から近所付き合いを深め、身近に相談相手を見つけておきましょう
- 町や社会福祉協議会、事業所の相談窓口を必要に応じて活用しましょう
- 支援やサービスが必要な人を周囲で把握し、町や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など、関係機関へつないでいきましょう

2 保健・福祉サービスの充実

(1) 情報提供の充実

- 利用者が主体的にサービスを選ぶことができるよう、介護保険制度や障害福祉サービス、また子育て支援などの分野別パンフレットやホームページ等を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。
- 高齢者や障害者、外国籍の人など、情報入手に困難さを抱える人に配慮した情報提供に努めます。

(2) 福祉サービスを総合的に提供する仕組みの充実

- 関係機関とも連携しながら、相談窓口や研修会の間など、様々な機会を通じた情報提供に努めます。

(3) 健康で活気のある地域づくり

- 「健康あみ5つのあいことば」を活用し、地域に出向いて健康教育を行うなど生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。
- 年代に応じた保健事業を展開し、生涯を通じた健康づくりや介護予防に対する町民の意識の啓発と取り組みを推進します。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
健康教育	町民の健康づくりに必要な5項目を「健康あみ5つのあいことば」とし、あらゆる世代に向けて、ちらしの配布や講話による普及活動を実施します。	健康づくり課
健康運動普及事業	運動普及推進員の活動を支援し、地域での健康運動普及のための教室を実施します。また、高齢者等の団体に対し、転倒予防、認知症予防のための教室を実施します。	健康づくり課
介護保険事業	介護認定事務：要介護認定等の受付から結果通知までの一連の事務を行い、介護保険サービスの円滑な利用を支援します。	高齢福祉課
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業：チェックリストによる事業対象者や要支援認定者が総合事業サービスを利用したときのサービス費の給付や、高齢者を対象とした介護予防の教室等を実施します。 包括的支援事業：地域包括支援センターを運営し、高齢者が支援を要する状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、相談や支援を行います。	高齢福祉課 社会福祉協議会
家族介護支援事業	在宅での介護に関し、介護用品の補助や介護・福祉に役立つ知識・技術の習得、介護者同士が交流できる場を設け、支援します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
障害者介護給付事業	障害者等が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、障害の程度や勘案すべき事項を踏まえ、介護給付サービス及び障害児給付サービスの円滑な利用ができるよう支援します。	社会福祉課

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 健康づくりについて関心を持ち、取り組んでみましょう
- 各種検診(健診)を、個人だけでなく、家族や地域で声かけを行い、積極的に受診しましょう
- 町や団体等が行う健康づくりへの取組に、積極的に参加しましょう
- 地域での福祉や健康に関する学習会などに参加、協力しましょう

▶健康あみ5つのあいことば



健康 あみ 5つのあいことば

わたしが 家族が
みんなが取り組む健康づくり

1

毎日体重をはかろう

望ましい体重 = 身長(m) × 身長(m) × 22

「わたしの望ましい体重は kg です」



2

減塩しよう

1日の望ましい塩分量は、
男性 7.5 g
女性 6.5 g



3

毎食両手いっぱい野菜を食べよう

1日の目標量は、生で 350 g

(緑黄色野菜 120 g 淡色野菜 230 g)



4

今より 10 分でも多く体を動かそう

1日の目標は、
18~64 歳 8000 歩
65 歳以上 6000 歩



5

禁煙しよう



元気な
高齢期に向けて
プラス1

毎食たんぱく質を食べよう

(肉・魚・卵・豆、大豆製品・乳製品等)



家族・ご近所・友達へ
どんどん広めていきましょう

阿見町 健康づくり課

R6.4月 発行

3 権利擁護の推進【阿見町成年後見制度利用促進基本計画】

【成年後見制度利用促進計画の背景】

成年後見制度は、認知症や障害などによって判断能力が不十分な人の権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。ノーマライゼーション※や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、成年後見人等がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点が制度の趣旨であり、これらの点を踏まえて、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入された制度です。

平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国は「成年後見制度の理念の尊重」「地域需要に対応した成年後見制度の利用の促進」「成年後見制度の利用に関する体制の整備」を基本理念に掲げ、家庭裁判所や関係者等との緊密な連携を図ることとしました。また、この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることを明示したことを踏まえて、本町では「阿見町成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、取り組むものです。

【成年後見制度利用促進計画の位置づけ】

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年度法律第29号)第14条第1項において、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画はこれに位置付けられます。

(1)権利擁護や成年後見制度の周知啓発と利用促進

- 権利擁護や成年後見制度について広く周知を行うとともに、相談窓口を設置し事業を推進します。また、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の周知に努め、判断能力が十分でない人が地域において自立して生活できるよう、支援を行います。
- 認知症高齢者や障害のある人の「親亡き後」のことを考え、地域包括支援センター、関係機関等と連携し、成年後見サポートセンターを設置し、成年後見制度の利用促進に努めます。

(2)中核機関の運営

- 制度の普及啓発や相談支援、制度利用支援機能を備えた成年後見サポートセンターを設置し、特に支援が必要な人の権利が損なわれないよう支援を行います。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを目的とした、全体のコーディネートを行う中核機関の整備を推進します。中核機関の運営は町が成年後見サポートセンターに一部業務委託を行い、協働して行います。また、成年後見サポートセンターの総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に

※ ノーマライゼーション：高齢者も障害のある人もない人も、誰もが互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに生活を送れるようにしようという考え方のこと。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
権利擁護と成年後見制度の周知啓発	広報紙やリーフレット等による情報の発信や、相談窓口の周知、及び講演会等の開催により、制度内容に関する啓発に取り組みます。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的または精神に障害がある人など、判断能力が不十分で、かつ親族などの援助が得られない人が住み慣れた地域や家において自立した生活が送れるよう、利用者の契約に基づいて、福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、町長が代わって申立てを行い、その申立てに要する費用及び成年後見人等への報酬費用の助成を行います。	社会福祉課 高齢福祉課
権利擁護支援が必要な人への支援体制の構築	本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みづくりを推進します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
中核機関の運営	中立性・公正性の確保に留意し、中核的な機関のあり方や運営方針について検討し、成年後見サポートセンターが中核機関の機能の一部を運営します。 既存の組織を活かしながら、新たに多職種による成年後見制度に関する支援策の向上について協議する場を設置します。	社会福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
法人後見受任事業 (成年後見制度法人後見支援事業)	社会福祉協議会が法人として後見人となり、障害者や高齢者の権利擁護支援を行います。	社会福祉協議会

【町民や地域みなさんに期待すること】

- 地域での要支援者の見守りに努め、成年後見制度・日常生活自立支援事業の利用が必要な人がいる場合、町、地域包括支援センター、社会福祉協議会へ情報を提供しましょう
- 権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めましょう

4 再犯防止の推進【阿見町再犯防止推進計画】

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成29年12月には国の「再犯防止計画」が策定されました。また、令和5年3月に計画を見直し「第二次再犯防止推進計画」を閣議決定し、その中で、第一次の同計画に引き続き犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等を重点課題として位置付けました。

本町としても自治体としての役割が極めて重要であり、本計画を策定・推進することで、地域社会で生活する犯罪をした者等に対する支援を進めるものです。

○国の「第二次再犯防止推進計画」の基本的な方向性

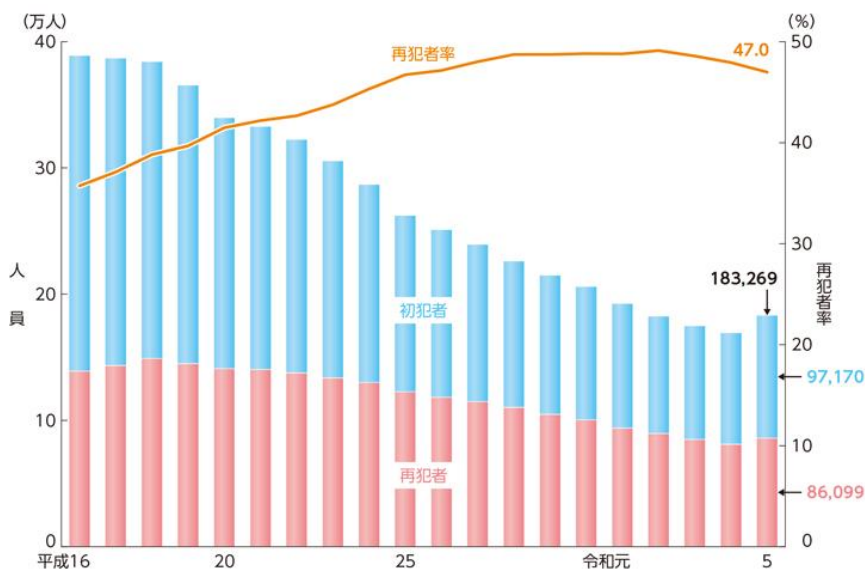
1. 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
2. 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
3. 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)の傾向として、これまで年々増加傾向にありましたが、近年は48～49%程度で推移しています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、生育環境等、様々な生きづらさを抱え、安定した仕事や住居のない人、高齢者や障害者など立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。こうした人に対する課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関のみならず、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携し協力する必要があります。

本町では、罪を犯した人が、地域で孤立することなく、地域の一員として暮らし続けることのできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の取り組みを推進します。

■ 刑法犯検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料: 令和6年度犯罪白書

(1)再犯防止等に関する広報・啓発活動の推進

- 毎年7月の再犯防止強化月間、“社会を明るくする運動”強化月間を中心に、犯罪や非行防止、更生等に関する広報・啓発活動を行います。
- 犯罪や非行の防止と、立ち直りについての理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”について周知するため、街頭キャンペーンを実施するなど、啓発活動を推進します。
- 犯罪や非行のない地域社会づくりについて考えるきっかけとするため、“社会を明るくする運動”作文コンテストへの応募を各小中学校に呼びかけます。

(2)関係団体・関係機関との連携

- 再犯の防止等に関する施策の実施は、法務大臣から委嘱を受け、保護観察や犯罪予防活動を行う「保護司」、地域の犯罪予防や青少年の健全育成等の幅広い活動を行う「更生保護女性会」などの多くの民間ボランティアの協力(以下、「民間協力者」という。)により支えられています。今後も、犯罪をした者等の立ち直りを地域で支える民間協力者が活動しやすい環境づくりに努めるとともに、この活動を支援します。
- 再犯防止の取組は、更生保護行政を担う国と、住民に身近なまち、保護司等民間協力者が相互に連携して取組を進めることが重要です。国や県、民間協力者、自治会等の民間団体などの関係機関と、それぞれが把握している課題等の情報共有を行うことで、連携の強化を図ります。
- 犯罪をした者等の立ち直りを支援するに際しては、犯罪被害に遭う人を減らすという視点を持つたうえで、犯罪被害者等の人としての尊厳を重んじ、被害者等の安全及び心情等に配慮します。

(3)犯罪をした人等の社会復帰及び生活への支援

- ハローワーク等と連携し、就労支援を行うとともに、協力雇用主の登録を促進するため、町内の事業者に対し協力雇用主への支援制度等について周知を図ります。
- 状況に応じて生活保護や生活困窮者自立支援事業等を利用できるよう支援することにより、生活の安定を図ります。
- 保護観察所等の関係機関と連携し、必要に応じて適切な医療や福祉サービスを受けられるよう支援します。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
再犯防止に関する周知啓発	犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である社会を明るくする運動などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。	社会福祉課
安定した生活基盤形成の支援	仕事や住むところがないなどの理由から生活に困窮している方に対して、生活困窮者自立相談支援事業や住居確保給付金、一時生活支援事業等を活用した、包括的な支援を実施します。	社会福祉課
関係団体との連携強化	保護司会や更生保護女性会等の更生保護諸活動に取り組む団体の活動を支援するとともに、更生保護にかかわる団体や支援者、保護観察所等との連携強化に努めます。	社会福祉課

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 地域で困っている人を気にかけて、必要に応じて民生委員・児童委員や相談機関等につなげましょう
- 再犯防止に関する取組について知りましょう

5 地域福祉のネットワークづくり

(1) 民生委員児童委員活動の支援

- 民生委員・児童委員の活動を広報紙やホームページ等で周知し、地域への理解促進を図ります。
- 民生委員・児童委員に対して必要な情報の提供や、研修の充実に努め、その活動が円滑に行われるように支援を行います。

(2) 社会福祉協議会との連携強化

- 社会福祉協議会は、町全体の福祉意識の高揚を図り、活発な地域福祉活動を推進していきます。
- 阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画に基づき、関係機関や団体などとの連携を図り、地域福祉を推進していきます。

(3) 多様な活動をつなぐネットワークづくり

- 地域には、行政区や自治会といった地域組織と、ボランティア団体やNPO法人などといった組織があり、民生委員・児童委員も含め、これらの連携を図ります。
- 地域組織とNPO法人などといった組織の交流促進を図ります。
- 要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図っていきます。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
要保護児童対策事業	児童虐待や育児放棄などの身近な相談窓口の体制強化を図るとともに、要保護児童対策地域協議会やケース検討会議を活用し、関係機関と連携を図りながら、子どもと保護者への支援に取り組みます。	おやこ支援課
各協議会助成事業	町社会福祉協議会と連携した福祉体制が充実するとともに、民生委員・児童委員が地域福祉の担い手として生き生きと活躍できるよう支援します。	社会福祉課
地域ケア会議事業	地域ケア会議等において、事例を多職種で検討し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントに向けた支援や、課題解決のための地域ネットワーク構築等を目指します。また、地域課題や不足する社会資源等を把握し、新たな社会資源の開発等につなげていきます。	高齢福祉課 社会福祉協議会

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 地域活動の役割分担を行い、みんなが何かの担当になって主体的に役割を果たせるようにしましょう
- 民生委員・児童委員などの活動を理解し、協力しましょう
- 社会福祉協議会の活動に関心を持ちましょう
- 社会福祉協議会が実施する活動に積極的に参加してみましょう

基本目標3 安全・安心な地域づくりを推進する

基本目標に関わる
主な SDGsゴール



1 防災・防犯体制の充実

(1)災害時における地域防災体制づくり

- 地域防災計画に基づき、地域における防災対策及び災害時支援体制の充実を図ります。
- 地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。

(2)避難行動要支援者の避難支援体制づくり

- 町民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所などとの連携のもと、高齢者や障害者など災害時に配慮が必要な人の安否確認と避難行動の支援ができる体制の充実を図ります。
- 避難行動要支援者の現状把握とともに、安否確認等災害時の救援活動がスムーズに行えるよう、正確な情報発信・伝達手段を整備、充実していきます。
- 災害時に公共施設を一般避難所として開設した場合、配慮が必要な人のために、「思いやりルーム」という福祉専用スペースを確保します。一般避難所では対応が困難な場合には、福祉避難所を開設します。
- 防災訓練を実施し、地域の安全は地域で守る意識の醸成を図るとともに、地域における自主防災活動の組織づくりを推進します。

(3)地域で取り組む防犯体制づくり

- 安全な住民生活を脅かす犯罪や事故を事前に防止するため、地域の実態に応じた防犯対策や危険箇所対策を推進するとともに、ボランティアが行う地域安全運動を支援します。
- 防犯ボランティアの組織の強化、育成を図り、地域住民との協力体制を確立するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。
- 町民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティアなどの自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
自主防災組織育成事業	地域防災計画に基づく「共助」を促進し、地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を有する町内の有志「防災アドバイザー」と協力し、各自主防災組織が作成する地区防災計画の作成支援を行います。	防災危機管理課
地域防災事業	災害に備える体制づくりとして、 ・地域防災計画等の見直し ・災害情報伝達手段の整備 ・各種団体との災害時応援協定締結等を進めます。	防災危機管理課
防災訓練実施事業	近い将来発生が懸念されている首都直下地震等、地震災害への対応を、町民・防災関係機関・行政がそれぞれ連携して実践的な訓練を行い、災害対応力の強化と相互の協力体制を確立します。	防災危機管理課
避難行動支援体制の整備	避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者名簿や、個別プランを整備し、平時から避難支援等関係者間において情報共有をすることで、災害時の支援体制の強化を図ります。	社会福祉課
青色防犯パトロール事業	青色防犯パトロール車の巡回により、犯罪や交通事故の発生抑止に取り組みます。青色防犯パトロール車は、防犯連絡員や地域防犯活動組織等への貸出も行っています。	生活環境課
防犯対策事業	町防犯連絡員協議会への活動助成や地域防犯活動組織への物的支援、夜間における歩行者の安全確保のための防犯灯の設置、犯罪や交通違反の抑止等のための防犯カメラの設置などにより、犯罪や交通事故の発生抑止を図ります。	生活環境課
空家対策事業	管理不全となる空家が発生しないように啓発に努めます。また、管理不全である空家の所有者等に対しては、改善指導等を行うことにより近隣住民の不安の軽減と住環境の向上を図ります。	生活環境課
空家バンク制度事業	空家を空き家バンクに登録していただくことによって、空家の購入等による利活用を促進し、空家の解消を図ります。	生活環境課

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 日頃から災害情報を入手するとともに、自分の住む地域の避難経路・避難場所の確認や、非常持出品等を備えましょう
- 災害時には隣近所の助け合いが重要となるため、日頃から声をかけ合える関係を築きましょう
- 防災訓練に参加しましょう
- 自分たちで住みよい・安全な地域にしていこうとする意識を持ちましょう
- 登下校の見守り活動などに参加しましょう
- 日頃から防犯意識を高めましょう

2 暮らしやすい生活環境の充実

(1) 快適に暮らせる環境づくり

- 町民一人ひとりにとって、自分たちの住む地域が快適でいつまでも住み続けたい場所であるために、地域住民の協力のもと、まちの環境美化に努めます。
- 地域における交通環境の充実を図るとともに、高齢者や障害者など日常の外出が困難な人に対する移動支援の検討をします。

(2) バリアフリー等によるまちづくりの推進

- 誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障害者、子育て家庭などをはじめ、外出支援・移動手段の確保に努めます。
- 共生社会の実現に向け、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、お互いの個性や多様性を認め、支え合い、助け合えることができるよう、合理的配慮を身につけながら、偏見や差別などの心のバリアをなくす「心のバリアフリー」の取組を推進します。

【主な関連事業】

取組名	取組内容	担当課
外出支援サービス	65歳以上の高齢者等で一般の公共交通機関を利用することが困難な人に、通院等に必要な送迎を行うための助成を行い、在宅福祉の推進及び家族の負担軽減を図ります。	高齢福祉課
高齢者買物支援実証事業(移動スーパー)	徒歩圏内に店舗がなく、また車や免許がないことから自家用車での移動が困難な人に、移動販売車による食料品等の生活必需品を販売し、買い物を支援します。	高齢福祉課
公共交通対策事業	阿見町デマンドタクシー【あみまるくん】の運行により、車を運転しない人や、交通手段に不便をきたしている人の移動利便性の向上に努めます。	都市計画課
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	ヘルプマークやいばらき身障者等用駐車場利用証制度の周知や、身障者等用駐車場の適正利用を促進します。公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインに基づいた整備、利用者にとって分かりやすい案内表示の設置を推進します。	社会福祉課 関係各課

取組名	取組内容	担当課
低床カー貸出事業	高齢者・障害者(児)を同乗して外出する人に、車椅子ごと乗れる軽車両を2日間限定で貸出します。ガソリン代として1kmあたり10円の負担があります。予約は1ヶ月先まで可能ですが複数の予約は出来ません。(当日、予約がない場合は使用可)	社会福祉協議会
居住地校交流事業	特別支援学校と地域の小・中学校等の子どもたちが交流を深めることにより、地域の仲間として自然にかかわりながらともに助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ機会を推進します。また、特別支援学校に通う子どもたちが居住する(自宅のある)地域の小・中学校等の子どもたちと一緒に交流や学習活動を行います。	指導室
就学前教育事業	幼児教育において家庭・地域の教育力の向上を目指し、子どもたちを地域で支える意識の醸成を図ります。また、幼稚園・認定こども園・保育所との連携をより一層強化していき、健やかな成長のための適切な環境づくりを目指し、充実した教育が提供できるよう努めます。	生涯学習課
保幼小連携事業	幼稚園・認定こども園・保育所での育ちと学びを小学校での学びにつなぐ教育活動を実践するために、小学校と幼稚園・認定こども園・保育所が連携し、お互いの教育・保育を理解し、見通して、子どもの育ちと学びを連続させていく保幼小連携教育の充実を図ります。	指導室 生涯学習課 保育所

【町民や地域のみなさんに期待すること】

- 町民一人ひとりが責任を持ち、ごみ出しなど、モラルやマナーを守りましょう
- 地域の清掃活動や美化活動に積極的に参加しましょう
- 地域の危険箇所を発見したら、地域や行政に情報提供をしましょう
- 外出や移動の際はお互いに協力しましょう
- 病院への送迎や買い物支援など、地域での身近な助け合いについて考えてみましょう
- 高齢者や障害者、まちに暮らす様々な人たちの立場に気づき、理解し、行動につなげましょう

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

地域福祉の主役は、全ての町民です。町民と行政及び社会福祉協議会、そして地域で活動する行政区・自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO、事業者などのさまざまな団体が地域福祉の担い手となり、協働して取り組んでいく必要があります。

(1) 町民の役割

町民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員となり、地域の支え合い、助け合いの担い手の一員であることの自覚を持つことが大切です。

今後は地域福祉の担い手として、地域で起こる問題を「我が事」として捉えながら地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

(2) 地域の役割

行政区・自治会は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合い・助け合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

NPO法人、ボランティア団体など福祉に関する活動を行う団体は、地域の保健や福祉についてのニーズに対して、今まで培った経験や技術・知識を活かした地域への貢献や活躍が求められています。

(3) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、支援を必要とする人と関係機関等をつなぐ役割を担っており、福祉サービスの狭間にある人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人への対応などで、近年はその役割がさらに大きくなっています。

また、現在の公的な制度や施策だけでは解決できない不安や孤独、孤立、ひきこもりなどの心の問題を抱えた人たちの発見や、信頼関係を築きながらの身近な相談・援助も期待されています。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。

とくに社会福祉法人は、その公益性、非営利性に基つき、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されています。

(5)社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な団体として位置づけられており、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためのさまざまな事業を行っています。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめ、計画のそれぞれの分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

(6)行政の役割

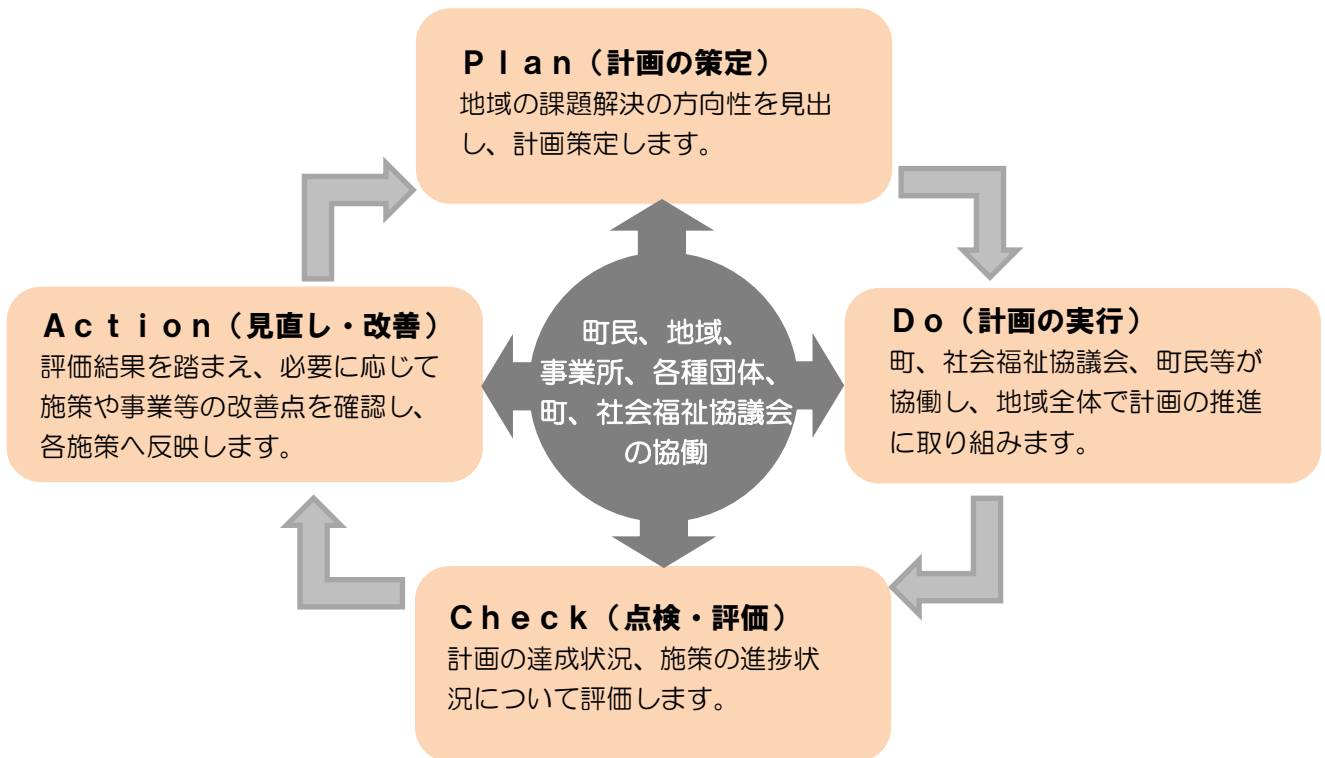
地域福祉の推進にあたっては、行政は町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。

そのため、様々な関係機関・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、町民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への町民参加の拡充に努めるとともに、包括的な支援体制づくりを進めます。

2 進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て(Plan)、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。また、本計画に定める成果目標および施策の進捗状況については、定期的にその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら分析・評価をし、改善・見直しを行います。



資料編

1 阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱

平成 22 年1月 29 日告示第 11 号

阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条第1項に規定する阿見町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び変更に関し必要な事項を協議するために設置する阿見町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に係る調査研究に関すること。
- (2) 地域福祉計画に係る調査、分析及び評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の進捗状況の点検等に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の策定及び変更に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民を代表する者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 町議会を代表する者
- (5) 町職員を代表する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第7条 委員会は、必要に応じ、資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うため、ワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、町長が任命する町職員をもって組織する。

3 ワーキングチームの会議は、保健福祉部長の命により、社会福祉課長が必要に応じて召集する。この場合において、社会福祉課長は、会議を総理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年4月1日から施行する。

附 則(平成 24 年3月 30 日告示第 96 号)

この告示は、平成 24 年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 22 日告示第 263 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 27 年1月1日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示による改正後の阿見町地域福祉計画策定委員会運営要綱第4条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に委嘱する委員の任期は、平成 28 年3月 31 日までとする。

附 則(平成 30 年3月 16 日告示第 35 号)

この告示は、平成 30 年4月1日から施行する。

2 阿見町地域福祉計画策定委員名簿

令和8年3月 31 日現在

No	氏名	所属・役職名	備考
1	松田 智行	茨城県立医療大学 保健医療学部准教授	委員長
2	下司 優里	流通経済大学 共創社会学部 大学院 社会学 研究科 准教授	
3	新橋 嗣男	阿見町区長会副会長	
4	青山 和江	阿見町民生委員児童委員協議会会長 阿見中地区	
5	下村 茂	阿見町民生委員児童委員協議会副会長 朝日中地区	令和7年11月まで
6	佐藤 勲	阿見町民生委員児童委員協議会副会長 竹来中地区	
7	田邊 勉	筑見行政区	
8	大竹 けい子	阿見町ボランティア連絡会世話人	
9	加川 武士	阿見翔裕園 施設長	
10	笠井 広子	NGO 未来の子どもネットワーク代表	
11	武井 浩	阿見町障害者福祉協議会会長	
12	苫米地 岳子	茨城 NPO センター・コモンズ 支援員	
13	武藤 次男	阿見町議会民生教育常任委員会代表	副委員長
14	荒井 孝之	阿見町町民活動センター所長	
15	小林 慎二	阿見町社会福祉協議会事務局長	
16	戸井 厚	阿見町保健福祉部長	

(敬称略、順不同)

3 策定経過

年月日	事項
令和7年2月～ 令和7年3月	アンケート調査の実施 ・20歳以上の町民 2,000人対象 ・民生委員・児童委員 81人対象
令和7年7月29日	第1回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ・今後のスケジュール等について ・令和6年度進捗状況報告 ・町民アンケート報告について ・第4次計画について
令和7年10月7日	第2回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ・骨子案について
令和7年12月11日	第3回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ・計画素案について
令和8年1月20日～ 令和8年2月19日	パブリックコメント実施 ・阿見町地域福祉計画(素案)に対する意見募集
令和8年2月26日	第4回 阿見町地域福祉計画策定委員会 ・パブリックコメント結果報告 ・計画案の最終検討

阿見町地域福祉計画

第4次計画 令和8年度～令和12年度

発行年月 令和8年3月

発行 阿見町 保健福祉部 社会福祉課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央 1-1-1

TEL:029-888-1111(代表)

FAX:029-887-9560

URL:<http://www.town.ami.lg.jp/>
